

砥 部 町 議 会
平成 2 1 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

平成21年第1回定例会（第1日） 会議録

招集年月日	平成21年3月5日	
招集場所	砥部町議会議事堂	
開 会	平成21年3月5日 午前9時30分 議長宣告	
応招議員	1 番 佐々木隆雄 2 番 森永茂男 3 番 松崎浩司 4 番 大平弘子 5 番 西岡利昌 6 番 山口元之 7 番 政岡洋三郎 8 番 栗林政伸 9 番 西村良彰 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 井上洋一 13 番 中村茂 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好	
不応招議員	なし	
出席議員	出席議員は、応招議員の16名	
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 中村 剛志 副町長 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 原田 公夫 企画財政課長 松下 行吉 戸籍税務課長 武智 充吉 会計管理者 松村 昇二 教育委員会事務局長 藤田 正純 介護福祉課長 大西 潤 保険健康課長 日浦 昭二 産業建設課長 相田由紀夫 生活環境課長 東岡 秀樹	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 正岡 修平	
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。	
議員の指名	5 番 西岡利昌君 6 番 山口元之君	
傍聴者	12人	

平成21年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 平成21年度施政方針及び行政報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 一般質問

・散 会

平成21年第1回砥部町議会定例会

平成21年3月5日(木)

午前9時30分開会

○議長(西村良彰) 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成21年第1回砥部町議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。



日程第1 平成21年度施政方針及び行政報告

○議長(西村良彰) 町長あいさつ及び日程第1 平成21年度施政方針及び行政報告を行います。中村町長。

○町長(中村剛志) 3月定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

七折小梅の花が咲きほこり、春の訪れを感じる季節になりました。議員の皆様には、公私、何かとお忙しい中、ご出席を賜り、本日から13日までの9日間にわたり、町政運営に関わる重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、衷心よりお礼を申し上げます。また本日は、前議員さんを始め、傍聴にお越しいただいた皆様にも心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、100年に一度の経済危機、金融危機そして雇用危機と言われる今日にあって、国におきましては、政局がらみの問題ばかりが目につき、国民目線に立った政治が行われていないような気がしてなりません。一刻も早く景気回復に全力で取り組み、国民生活を守るために一日も早く必要な政策を展開していただくことを切に望むものでございます。

さて、砥部町発足という極めて大事な時期に、初代町長に就任させていただき、以来4年間、「町民の皆様はお客様であり株主である」をモットーに、「陶街道のまちづくり」を掲げて、一生懸命町民の皆様の幸せづくりに努めさせていただきました。おかげさまで、町民の皆様から「砥部はいつも元気だ」との評価を頂きました。今回、町民の皆様の温かいご支援により、引き続き二期目のかじ取り役をまかせていただき、改めて責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。私の2期目の町政運営の理念は、「おじき」と「あいさつ」、「人権尊重」と「公正公平」、そして何事においても前向きに楽しみながら取り組むということであり、このことは、まちづくりの原点でもあると思っておりますので、これからも「町民の皆様はお客様であり株主である」という姿勢を貫き、町民の皆様の声を最優先に、次のことに取り組みます。

1つ目は、公共下水道事業でございます。平成23年3月末日の一部供用開始に向け、民間の経営感覚で健全財政を堅持しつつ進めてまいりたいと考えております。2つ目は、中学校の統合と改築、そして広田地区地域間交流施設の建設を計画どおりに進めてまいりたいと考えております。3つ目は、地域資源と自然文化の活用であります。秋に「砥部焼ロンドン展」、そして「坂村真民生誕百周年」のイベントを考えており、これを立派に成功させたいと考えております。4つ目は、砥部町は昔から「み

かん」を中心とした果樹園芸が盛んな土地でありますので、砥部焼とみかんに代表される地場産業の振興に努めてまいりたいと考えております。まだまだ厳しい財政状況が続きます。住民の皆様のご理解をいただきながら議員の皆様と共に一致協力して、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

さて、本町の平成21年度の当初予算でございますが、選挙の年であった関係で、骨格予算となっております。一般会計の当初予算は、昨年度に比べ1.3%に当たる約7,700万円増加し、約61億300万円となっております。その財源の主なもの、町税の約20億1,700万円、地方交付税の22億8千万円、国県支出金の約5億7,400万円、町債の約3億5,200万円であります。特別会計及び企業会計の13会計の総額は、66億1,500万円となっており、一般会計と合わせた全体の予算額は、127億1,900万円となっております。3月補正でございますが、一般会計は2億3,200万円の追加、特別会計は、2億3,400万円の減額で、全体では約200万円の減額となっております。一般会計では、財政調整基金について3億円を積み立て、基金の額を12億6千万円にする予定となっております。

今定例会では、指定管理者の指定に関する議案のほか、条例の制定・改廃が11件、平成20年度補正予算9件、平成21年度当初予算14件、人事案件2件のご審議をお願いいたします。詳細につきましては、後日の議案審議の場でご説明申し上げますので、ご理解を賜り、ご議決・ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、平成21年度の施政方針並びに重点施策について述べさせていただきますので、重ねて議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年度施政方針及び重点施策。新しい砥部町が誕生して4年が経過しました。今年は、私にとりまして2期目のスタートの年であります。これまで、公共下水道事業や陶街道事業、そして職員の意識改革や庁内の機構改革など積極的に取り組んでまいりました。4年間のまちづくりの反省の上に立って、更なる砥部町発展のために全力を尽くしていきたいと、心新たにしているところでございますので、よろしく願いいたします。

さて、今、世界的な不況の中で、我々が過去に経験したことのない経済危機に見舞われております。そうした中であって平成20年度から新しい総合計画に沿ったまちづくりがスタートしておりますが、引き続き「砥部焼と豊かな自然、みんなで創る陶街道」を目指し、「安心安全を実感できるまちづくり」「自立と協働によるまちづくり」「豊かな自然を守り伝えるまちづくり」「地域資源を活かしたまちづくり」の4つの基本理念の下、「町民の皆様が主役である。」という地方自治不変の原則を尊重した町政を進めてまいりたいと思っております。

それでは、平成21年度の重点施策につきまして、概要を申し上げます。はじめに当初予算の編成でございますが、冒頭のあいさつの中でも申しましたとおり、選挙の年であった関係で、一般会計では義務的経費を中心とした骨格予算としております。

今後、補正予算におきまして、地域における安全安心の確保や地域活性化に向けた事業など、政策的な予算を盛り込むとともに、中学校の改築事業や消防庁舎の改築など、今後見込まれる大型事業に備えて、引き続き「財政健全化計画」に沿った財政運営を行います。

次に、総務関係でございますが、職員の資質向上につきましては、愛媛県研修所を利用し、ステージアップ研修や階級別研修などに、積極的に参加を促し、行政事務にとらわれない幅広い知識の習得に努めます。防災対策につきましては、南海地震への対策と梅雨や台風などへの対策を中心に、引き続き自主防災組織の結成を支援するとともに、防災対策の基本となる地域防災計画と国民保護計画を、町の機構改革に合わせた改訂を行います。消防団につきましては、近年団員の確保が難しくなっていることから、消防団協力事業所表示制度の制定など、団員確保対策に取り組むとともに、訓練の機会を設けて、団員の資質向上に努めます。

次に、企画財政関係でございますが、今日まで進めてきました行財政改革の集中改革プランについて、21年度中に新しい行財政改革大綱と集中改革プランを策定し、更なる効率化に努めます。公会計改革につきましては、平成21年秋に、財政健全化法の施行に合わせて公会計の整備を行うこととなっておりますので、分かりやすい会計システムの構築に努めます。

次に、戸籍税務関係でございますが、個人町民税及び法人町民税につきましては、景気後退に連動して生産や雇用、個人消費が悪化することが予想されますので、減収となる見込みであります。加えて、本年度は固定資産税の評価替えの年であるため、町税は大幅な減収となる見込みです。そのため、愛媛地方税滞納整理機構を最大限活用しながら訪問徴収や電話催告を実施し、滞納者に対して積極的な滞納整理や処分を行い、公平で公正な課税及び徴収を行い、増収に努めます。

次に、介護福祉関係でございますが、介護が必要な方に対しては、介護サービスの利用が受けやすい環境づくりに努めるとともに、様々な活動が気軽に行える場や機会の充実に努め、障害のある方には、自立して生活できるよう、様々な支援を行います。児童福祉につきましては、子どもが健やかに成長できるよう、砥部町次世代育成支援行動計画の後期計画を策定するとともに、保育所や放課後児童クラブにおける延長保育、つどいの広場事業、児童館事業などにより、安心して子育てができるよう、子育て支援や児童の健全育成を推進します。

次に、保険、健康増進関係でございますが、国民年金につきましては、住民の関心を高め、仕組みや基本理念を理解していただくため、広報紙等で年金制度の周知を図り、被保険者一人ひとりにきめ細やかな対応を図っていきます。また、社会保険事務所と連携しながら、適用、給付事務を適正に実施するとともに、窓口での相談業務を積極的に行います。国民健康保険につきましては、特定健診、レセプト点検などにより、医療費の削減、適正化に努めるとともに、制度や保健事業の広報を積極的に行います。後期高齢者医療につきましては、国において制度の抜本的な見直しも視野に入れた検討を行っておりますので、引き続き動向を見極めるとともに、広域連合との

連携を図り、制度の普及に努めます。健康増進につきましては、気軽に取り組めるストレッチの普及と地域における健康運動の推進を行い、健康維持活動の普及を図ります。また健康手帳の交付、健康教育や健康相談等により、生活習慣病の予防に努めるとともに、今まで公費負担により5回実施していた妊婦の健康診査について、21年度から公費対象の妊婦一般検診の回数を14回に増やします。

次に、生活環境関係でございますが、廃棄物対策につきましては、各家庭でのごみの減量やリサイクルの関心も高まり、ごみの排出量も減少していますので、今後も、ごみの排出抑制、再利用及び適正処理を一層推進し、循環型社会形成に取り組みます。また、今年7月1日から、ごみの集積場所からの資源ごみの持ち去り行為が条例で禁止されますので、職員によるパトロールを強化し、持ち去り者に対しては、関係機関と連携して適正に対処します。

公共下水道事業につきましては、大変厳しい財政状況下ではございますが、経費削減に努め、引き続き管渠工事や浄化センターの整備を推進し、平成23年3月末日の一部供用開始を目指します。上水道につきましては、安心安全な供給を行い、老朽施設については順次改善し、有収率の向上を目指すとともに、水源の確保に努めます。

次に、産業建設関係でございますが、国道の整備につきましては、国道379号線の万年トンネルも着手されましたので、引き続き早期全線改良について要望してまいります。県道につきましては、道路整備促進期成同盟会等を通じ、予算確保に努めるとともに、局部改良や舗装改良など、安全な道路維持を促進し、県と一致協力のもと、円滑な用地買収に努めます。町道につきましては、八倉地区の新設道路の早期着手に努めます。また、旧33号の高尾田交差点の改良に向けて調査を行うと共に、団地内の道路等を中心に、順次計画的に舗装の補修を行います。

産業の振興につきましては、中山間地域への直接支払い事業を継続し、耕作放棄地の発生防止と農地の多面的機能の維持に努めます。また、優良品種の苗木補助やマルチ栽培の支援、ブルーベリーの普及推進などを行うとともに、認定農業者や青年農業者の育成、確保に努めるなど、魅力と活力ある農業、農村づくりをめざし、関係機関と連携しながら各種事業を進めます。農業基盤整備では、町単独の土地改良事業の実施のほか、県営事業として銚子ダム及び幹線水路施設の機能回復、松山南部二期地区農免農道の整備に努めます。林業振興につきましては、森林の持つ国土保全や水源涵養など、多面的機能を維持するため、間伐を中心とする森林整備に対する支援を行います。

商工業の振興につきましては、地域や商工業の皆様と連携し、本町の伝統と文化を育みながら砥部焼まつりや陶街道まつりを中心に、イベントの充実を図り、関係機関と連携して町産品の需要拡大に努め、販路開拓に取り組めます。観光につきましては、陶街道のまちづくりを一層推進し、各ポイントを活用した地域活性化事業を推進するとともに、松山市、東温市と連携して、魅力ある広域観光ルートづくりに努めます。

次に、教育関係でございますが、学校教育におきましては、「人間性豊かな砥部の子供の育成」を基本目標に、基礎学力の確かな定着を図りながら、個性や創造性を尊

重した教育を展開します。また、地域の人材や自然資源を活用し、本町独自の「地域の特色を生かす教育推進事業」を実施し、地域に誇りを持ち、心豊かな、たくましい子供が育つよう、特色ある教育の推進に努めます。学校安全につきましては、引き続き家庭や地域が一体となった危機管理意識の向上及び防犯体制の充実に努めます。また、中学校の統合に伴い、4月から広田地域の生徒の送迎が開始されることから、安全運行に努めるとともに、生徒が安心して学校生活を送れるよう、適切な心のケアなどに努めます。学習環境の整備につきましては、広田中学校体育館の耐震補強工事の実施設計に着手するとともに、砥部中学校の改築事業に向けて本格的に取り組めます。学校給食については、引き続き衛生管理に万全を期し、栄養バランスの取れた給食の提供に努めます。

社会教育におきましては、「社会の変化に対応できる人間性豊かな町民の育成」を目標として、地域の教育力の向上に努めます。生涯学習の推進につきましては、町民の皆様が生涯学習に取り組めるよう、その拠点となる中央公民館、地区公民館、分館を活用し、地域コミュニティの活性化に努めます。そして、平成22年3月の完成をめざし、広田支所と公民館の機能を兼ね備えた地域間交流施設の建築に着手します。図書館につきましては、蔵書の充実を図るとともに、サービスの向上に努め、文化の振興につきましては、地域に伝わる伝統的な文化の保存伝承に努めます。人権学習につきましては、人権問題や差別の解消をめざし、広報活動や小集団学習会、各種相談事業の開催により、人権意識を啓発し、基本的人権が尊重されるまちづくりを推進します。社会体育の振興につきましては、各種事業の充実を図り、町民の皆様の健康増進のため、体力に応じたスポーツやレクリエーションなどに親しむ機会を提供するとともに、体育施設の適正な維持管理に努めます。また、平成29年に開催される第72回国民体育大会愛媛大会において、本町で開催されることが内定しているバドミントン競技について、県バドミントン協会や町体育協会等の関係機関と連携して、選手の育成に努めます。

以上、平成21年度の重点施策につきまして、主要なものを申し上げました。この場では施策のすべてを申し上げることはできませんでしたが、具体的には予算にきめ細かく反映しておりますので、予算審議の場で詳細に説明させていただきます。また、いずれの事業も実行にあたりましては、議員の皆様、町民の皆様のご意見、ご提案をいただきながら、そして職員一丸となって知恵を出し合い、工夫を凝らして取り組んでまいりますので、どうか、議員の皆様、町民の皆様の一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、12月定例会以降の行政報告につきましては、副町長が行いますので、よろしく申し上げます。

○議長（西村良彰） 佐川副町長。

○副町長（佐川秀紀） それでは、12月定例会以降から2月末日までの行政報告を行いません。お手元の行政報告書をご覧ください。

まず、総務課関係ですが、砥部町長選挙及び砥部町議会議員選挙を1月25日に実

施をいたしました。投票率等につきましてはご覧のとおりとなっております。

次に、企画財政課関係ですが、13件の入札を実施いたしました。設計総額8,895万円、契約総額7,470万円、落札率84.0%となっております。内訳ですが、土木建築工事3件、落札額4,782万円、落札率90.2%。その他の工事5件、落札額1,590万円、落札率85.6%。建設コンサルタント2件、落札額494万円、落札率77.5%。コピー機賃貸借1件、落札額86万円、落札率26.7%。物品購入2件、落札額519万円、落札率66.9%となっております。

続きまして、生活環境課関係ですが、まず、公共下水道関係について、砥部中央幹線管渠敷設工事につきましては、次のページへお進みください。6工区の有限会社岩本建設施工分につきましては、1月26日に完成いたしました。7工区につきましては、1月19日に指名競争入札を行い、株式会社小泉組が1,874万2,500円で落札し、2月末現在の進捗率は10%となっております。高尾田1号幹線管渠敷設工事の2件の工事につきましては、それぞれ12月26日に完成をいたしました。3番の、下水道管渠敷設工事につきましては、3工区、株式会社中村組の施工で、2月末現在の進捗率は40%となっております。6工区につきましては、2月2日に指名競争入札を行い、岩本建設が2,098万9,500円で落札をいたしました。放流渠圧送管敷設工事につきましては、5工区の株式会社岸本設計工務の施工分は、2月25日に完成をいたしました。6工区、株式会社洋武建設施工分は2月20日に完成をいたしました。砥部浄化センター建設委託工事につきましては、日本下水道事業団へ委託をしております。浄化センター土木建築工事につきましては、2月末現在の進捗率は67%となっております。浄化センター管理棟建築工事につきましては、月末現在の進捗率は約10%となっております。下水道管渠敷設工事に伴う水道管移設工事設計委託につきましては、2月2日に指名競争入札を行い、株式会社真鍋設計事務所が304万5千円で落札をいたしました。

次のページへお進みください。環境衛生関係につきまして、松山市のごみ持ち去り禁止条例が21年1月1日に施行されたことに伴いまして、砥部町への影響調査及び指導のため、町内一斉に早朝パトロールを実施いたしました。水道関係につきましては、平成21年2月2日に五本松地区配水管敷設工事の指名競争入札を行い、相田水道工業が233万6,250円で落札いたしました。

次に、産業建設課関係でございますが、砥部陶街道五十三次めぐりにつきましては、12月以降、完巡者106人、県外からの特巡者119人、11ウォーク22人を合わせると247人がスタンプラリーに参加し、12月3日には2千人目の完巡者となりました北川毛の酒井さんに記念品を贈呈いたしました。

次に、特産品販路開拓及び観光客誘致宣伝でございますが、1月28日から2月2日の間、東京松屋銀座店において、「第24回東京松屋銀座店砥部焼祭り」が行われ、生活食器を中心に37の窯元が展示即売会に出品した。来場者には、砥部町観光協会と砥部焼協同組合からは伊予柑を配り、PRとイメージアップに努めました。とべ温泉「梅まつり大抽選会」につきましては、2月3日から11日までの9日間、「梅加

工品」や「七折梅まつり入園券」などが当たる抽選会を行い、期間中4, 100人余りの来館者で賑わいました。第19回七折梅まつりは、2月20日から3月10日までの予定で開催されており、県内外から大勢の人が訪れています。「砥部陶街道」標示板設置工事につきましては、国道379号沿いに13箇所設置するため、株式会社洋武建設の施工により進めていた工事が、平成21年1月21日完成いたしました。

次に、介護福祉課関係でございますが、1月10日に原町の森田サダコさんが満100歳を迎えられ、前日の1月9日に自宅を訪問し、祝状と記念品を贈り、長寿をお祝いいたしました。

次に、教育委員会事務局関係ですが、12月26日に松前町の義農味噌株式会社から山村留学事業の活動に利用してほしいとの趣旨で、100万円の寄付を受けました。平成21年度に山村留学センターの備品の整備を予定しております。

以上で12月定例会以降の行政報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 平成21年度施政方針及び行政報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（西村良彰） 日程第2会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番西岡利昌君、6番山口元之君を指名します。

日程第3 会期の決定

○議長（西村良彰） 日程第3会期の決定を議題とします。

おはかりします。本定例会の会期は、去る2月24日開催の議会運営委員会において、本日から13日までの9日間とすることに決定しました。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月13日までの9日間に決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（西村良彰） 日程第4諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、監査委員より、1月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。

次に、2月6日の全国町村議会議長会定期総会において、本町議会が、議会の活性化に努めたことが認められ、全国町村議会議長会町村議会表彰を受け、17日に愛媛

県町村議会議長会定期総会において伝達を受けましたので、ご報告申し上げます。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

## 日程第5 一般質問

○議長（西村良彰） 日程第5一般質問を行います。質問回数・質問時間は従来通り制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。それでは、質問を許します。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） 12番、井上洋一であります。1年振りでありますので、ちょっと緊張しております。それでは、ただ今より一般質問を行ないます。

1点目は、「出張砥部焼まつり」についてであります。リーマン・ブラザーズによる、米国発の金融危機に始まり、世界同時不況の波が日本にも押しよせてきました。砥部町も例外ではなく、地場産業である砥部焼業界も元気が無く、「清流とほたる砥部焼とみかんのまち」のキャッチフレーズも、このままでは「絵に描いた餅」になりそうであります。

そこで、一昨年のニューヨーク展に続き、今秋には砥部焼ロンドン展も予定されており、町、業界、関係者が海外での成功を目指して準備をしているものと思います。しかし、砥部焼は、海外、国内では、地方区であり、全国区ではないと思うのは私だけでしょうか。そこで、提案ですが、まず、県内での出張販売、「出張砥部焼まつり」を企画してはいかがでしょうか。新居浜、今治、宇和島地区等でのスーパーまたは集客できる場所での知名度アップ作戦と販売であります。今までのようなワンパターンではなく、お客様を待つ商売から、積極的に攻める商売に発想の転換をしてみてもいかがでしょうか。

2点目ですが、緊急雇用対策についてであります。県と松山市の企業立地優遇制度を活用して、2005年に進出してきた「東邦ビジネス管理センター」の松山センターが、経営不振を理由に2月16日から業務を休止しております。この問題を受け、松山市は、同社に就職が内定していた高校生に限り、内定が取り消された場合には、市の臨時職員に採用する方針を明らかにしました。社会全体で、雇用環境が悪化している現実を受け、伊予市、大洲市、四国中央市も緊急雇用対策の一環として、臨時職員を5人から8人程度雇用するといわれております。砥部町としても、緊急雇用対策として、以上のような雇用を考えてみてはいかがでしょうか。財政面の問題もあると考えますが、検討をしていただきたいと考えます。以上です。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 井上議員さんのご質問にお答えをいたします。はじめに、出張砥部焼まつりについてのご質問ですが、皆様のおかげをもちまして、砥部焼まつりは大盛況のうちに26回目を迎えます。本年も、4月17日に前夜祭、18日、19日に砥部焼まつりが行われます。ぜひ、多くの皆様にお越しいただきたいと思っております。砥部焼も、ご指摘のとおり四国では有名であっても全国区での知名度は、残念

ながら、まだまだ低いのではないかと考えております。現在、砥部焼販売協同組合や砥部焼協同組合と協力して、全国各地での物産イベントに参加、出店することによって、砥部焼のイメージアップと販路拡大に努めているところであります。今後も、砥部焼関係団体と協働し、積極的にPRに努めると共に、県内での出張販売を含めて、砥部焼の知名度アップと販路拡大に、努めて参りたいと思っております。

続きまして2点目の緊急雇用対策についてのご質問ですが、ご承知のとおり、景気の冷え込みにより、雇用環境は急速に悪化しております。こうした状況において、今年の1月20日に、県内各市町の雇用対策担当課長等を構成員とした「愛媛県雇用対策連絡協議会」が設置され、全県あげて雇用対策を推進しているところであります。砥部町におきましては、雇用促進と併せて、観光地のイメージアップを図るため、「砥部陶街道五十三次」事業の各ポイントや沿線の清掃作業及び施設点検を行うため、臨時職員を2名程度雇用することを計画しております。関連予算につきましては、6月定例議会で皆様にお諮りいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、井上議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） ただ今の、町長の答弁ですが、私が言いたいのは、県内での出張砥部焼まつりということで、先ほどの町長のあいさつでございましたように、東京銀座の松屋でやっている、それは分かるんです。それはそれでいいんです。ですから、県内でも試験的にやってみてはどうかと。団子三兄弟というわけではございませんが、お隣の松前のエミフルを利用するとか、東温市の坊ちゃん劇場も利用させていただくとか、いろんな方面で近くでも結構ですので、ご相談をされてはいかがでしょうかということでもあります。

あと、雇用対策でございますが、臨時職員2名程を採用したいとの話であります。昨年12月だったと思うんですが、厚生労働省が新規学卒者の内定取消しは700人を超えると発表したもようであります。麻生総理も1月末の施政方針演説で、経済対策75兆円という、諸外国の中でも最大規模という話をされております。なお、雇用促進のため、地方に4千億円の基金を作ると。3年間で160万人の雇用を見込むと話されたら、私は記憶しておるんですが。そんなことで、愛媛県の方も2月21日付けの愛媛新聞に、雇用対策として緊急雇用創出事業予算17億円と、ふるさと雇用再生事業15億円というようなことを発表しておりますが、砥部町としても国、県に習って、少しでも砥部町の人が、雇用ができるようにご努力をしていただきたい、そのように考えております。

近くの、県内での砥部焼まつりの件について、ご答弁をお願いしておきたいと思っております。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただ今の、井上議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。先程も答弁の中で申し上げましたように、県内での出張販売を含めてということで、申し上げましたが、具体的に申し上げますと、今、愛南町の「大漁まつり」とい

うのがございます。その中で、愛南漁協それから愛南町とタイアップをしてやろうということで、今、進めております。そういうことで、これからも積極的に県下の20市町で提携をしながら、PRに努めていきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、今の時代でございますので、積極的に行動するということが大事だというふうに思っております。これからも一生懸命頑張って、砥部焼を始め、町の産品を売っていきたいというふうに思っておりますので、また良いアイデアをお知らせいただいたらと思います。以上です。

○議長（西村良彰） 井上洋一君の質問を終わります。ここで暫く休憩します。再開は10時30分の予定です。

午前10時18分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（西村良彰） 再開します。16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 16番、三谷でございます。昨年の12月の議会には、もうこの議席には来れないというふうに、私も思っておりました。この度またご縁がありまして、町長以下理事者の皆さんにいろいろとご迷惑をかけることが多々あると思っておりますが、どうか70の年寄りで、ロートルだからと言っていじめないようにどうぞよろしく願いをいたします。

さて、季節は、「梅一輪一輪ほどの暖かさ」と言われるように、非常に春を迎えてまいっておりますが、この時期に、日本経済、世界経済、我が町の経済においても多大な影響を受けております。町民から委託されました中村町長さん、そして新しく議員に選ばれました皆さん、当選おめでとうございます。

さて、こうした時期の中に、私どもが、何ができるのか、そして何をやらなければならないということは各々の議員さんは思想が違って持っておいでるかと思えます。私が常日頃よく口にする言葉の中に、幕末の後藤新平の「力のある者は力を出せ。知恵のある者は知恵を出せ。金がある者は金を出せ。」という言葉があります。まったく、この幕末と同じ時期に来たように思うのでございます。ご案内のように世界経済は、ウォール街から発して、世界を維持してまいりました。ところが、これがもうウォール街の力では世界の経済は成り立たないということが実証されたわけでございます。当初においては、日本円に換算して340兆円くらいであろうという予想でございましたが、専門誌によると、日本円で1,300兆円が一瞬にして紙くずになる。あの世界の不動産王と言われる不動産王が、自ら命を絶ったというこれも今の時期を物語っているものではないかと思うのでございます。そうした中で、鳥取県の前の知事の片山さんが、いわゆるベクトルの転換をせんといけないということ、早くから言われておりました。私もそれは賛同しておりました。では、そういう見地に立ちまして、一般質問をさせていただきます。

まず、第1点目に、こういう時期にあって工場誘致条例を整備してはどうかという意見は何か時代に逆行しておるようでございますけれども、そうではない。こういう時期だから、この条例を作って、来ていただく。私自身に、今、2社ほど来ておいでますが、若い女性を雇用することによって、経済効果というのは、本当に大きなものがあると思います。まず1社は、今50人くらいの雇用で、将来砥部において90人くらいの雇用をしたいというふうに希望を持っておるわけでございます。なぜ砥部か。それは塩害が無いからでございます。日本人は今までにいろんな苦境に遭ってまいりました。まずオイルショックにおいては、IT産業によってそれを克服しました。2回目は、例のバブル崩壊後は何があったか、デジタル化によって不況を克服した。さて、今度の第3回目はどうくるのか、これは皆の知恵の出し合いでございます。このような砥部町を救う、また地方を救う大きな要因になろうかと思うのでございます。

そして、2番目にはたまたま議会運営委員会に出まして、坂村真民先生の条例の案が出まして、長い間私も、この議会に出させておりますが、私の意見とそのあれが一致したのは驚いたわけでございますが、この中で、生誕100年記念事業につきましては、私より皆さんの方が詳しいと思いますが、坂村先生は熊本県の府本村にお生まれになって、そして川が好きだということで、菊池川がある辺、そして砥部では、砥部川のある、重信川のある辺に居を構え、今日貢献された方でございます。この坂村先生の碑は、全国、世界中において36カ国、そして日本には、都道府県は全体の都道府県に配置されております。そして、その合計が737碑とお伺いしておるわけでございます。本当に、地方からでた、地方から発信した文化人というのは、この坂村先生が本当に、我が砥部町に在住していただいたことは、我々としては、本当に幸運だと思うわけでございます。だから、この事業を継続してやりたい、この事業に賛同するわけでございます。そして、平成3年に、坂村先生が前大内町長に、広島県で表彰してやるというから来てくれくれということで、町長が同行しました。表彰状をいただいた後に、そっくりその副賞としての500万円を大内町長に手渡して、「町長さん、これ使ってください。」と言ってできたんですが、例のミュージックサイレンでございます。これも私どもの記憶に残っております。そして、記念会館の件につきましては、こうして広く浅く全国からご寄附をいただいて、本当の民間の手によって建設されて、今後、子々孫々と、この先生の思想を引き継いで行く、これが私どもに課せられた義務だと思っております。そして、その中に、発行してまず全国的にいろんな面で発信できる宣伝にもなります、記念切手。これの発行も同時にお考えをいただければ、私は、経済効果はなお増すものだと思っております。

第3点に、公民館活動についてのお尋ねをいたします。公民館活動は現在、非常にこれからの地方を興していく、大きな起爆剤になるポジションであると思っております。この公民館活動は、ややもすれば、マンネリ化しているのではないか。その公民館の活動をしている皆さんから、いろんなご意見を聞きます。この際、もう1回見直してみて、良い所をして、改良すべき時は改良してやっていくお考えはないのか、教育長さんにお尋ねをいたします。

以上、本当に取り留めのない質問をいたしました。内容も薄うございますけれども、前任者の井上先生、後の議員の皆さんが内容の濃い質問をされますので、どうか私の、この程度の低い質問でございますけれども、新人の皆さんは自信を持って、「ああ、あの程度の質問をすればいいのか。」というふうに自信を持たれたと思いますので、どうか、次回からは一般質問に参加をしていただきまして、堂々と自分の意見を述べられるように要望しておきます。失礼いたしました。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の三谷議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思えます。先程、三谷議員さんがごあいさつの中で、老人をいじめないようというふうなお話しがございましたが、砥部町は老人を大切にすまちなちでございます。そういうことで、私どもを始め、そして職員も一生懸命お年寄りの方を大切にして、また学ばせていただきたいというふうに思っております。と、申しましても私も3月の広報で書きましたように、見かけは50歳半ばだと見えますけど、65歳になりました。そういうことで、老人でございますので、共々よろしく願いたいと思えます。

それでは始めに、雇用促進ということで、工場の立地促進、この条例を作ってはどうかというふうなご質問をいただきました。現在、中小企業等の雇用の場の確保と経営安定を図るため、資金貸付等の融資に係る緩和措置など、各経済団体及び金融機関等と連携をとり、企業への支援対策に取り組んでいるところであります。ご提案をいただいた工場立地促進条例を制定し、工場を設置する企業に優遇措置を講ずることは、今後、砥部町が工場誘致を図っていく上で大変大きな力になるものと私も思っております。本町にとって新しい工場ができ、そして安定した雇用の場を確保することは、雇用政策上重要な課題でありますので、条例制定に向けて遅まきではありますけど、前向きに検討して参りたいと考えておりますので、議員の皆様方からもいろんなアイデアをいただきたいというふうに思えます。

続きまして、2点目の坂村真民先生の生誕100年記念事業及び記念館の建設について述べさせていただきます。広報とべ1月号の「拝啓砥部町民の皆様」にも書かせていただきましたが、「坂村真民記念館」を創ることが私の夢であります。より多くの人に真民先生の詩に触れていただき、自然愛、人間愛の尊さや平和への感謝と祈りを学んで頂きたいとの願いからでございます。この夢に向けての第一歩として、今年の10月4日に、生誕100年祭を記念して記念コンサートや基調講演などのイベントを考えております。しかし、財政の厳しい折でございますので、まずは財源を確保することが先決でございます。これらの事業の財源に充てるため、本議会におきまして「坂村真民記念基金条例」の制定を提案させていただいております。「坂村真民記念館」につきましては、計画的に財源の確保を行い、その財源にめどがたった時点で、改めて議員の皆様にご相談させていただきたいと思っております。次に、記念切手の発行でございますが、作成費用として、切手10枚を1シートとして、50円切手であれば1シートが900円、80円切手であれば1、200円かかるようでございます。作成枚数や絵柄はもちろんのこと、贈呈するのであればその範囲や基準、販売す

るのであれば販売価格など、これから綿密な計画を立てていかなければなりません。坂村真民先生を永く後世に伝えるための一つ的手段として、ご提案の記念切手の発行は意義あるものだと思っておりますが、先程述べましたこと等を検討させていただき、判断したいと考えております。

続きまして3点目の公民館活動につきましては、教育長が答弁しますので、よろしく申し上げます。

以上で、三谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 佐野教育長。

○教育長（佐野弘明） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。公民館では幼児から高齢者まで、あらゆる年代を対象とした事業を展開しておるわけでございます。その中には、現在の中央公民館が開館をいたしました昭和53年度から30年間続いております 陶芸、書道、料理などの「とべっ子文化の広場教室」というのがございます。このように歴史ある教室運営を基盤といたしまして、砥部町の生涯学習は、「自ら学び、共に支え合う」こういったことを目的に、学習意欲の高揚を図ってまいりました。各種の事業におきましては、合併を機会に、新規事業といたしまして、「陶街道五十三次めぐり」、「地域間交流事業」、「飛ベキッズクラブ」、「ちゃれんじクラブ」こういったことなど、地域と人との結び合いを目的に実施をしているところでございます。また、平成19年度に、事業の見直し資料とするために、「とべっ子文化の広場教室」あるいは音楽会、花教室など約450名の参加者に対しまして、アンケート調査を行い、その結果、教室の継続等についての前向きなご意見をいただいております。しかし、その他の事業につきましては、時間の経過とともに、参加者は変わりましたが内容がその時代に十分マッチしていなかったといったことなどから、ご指摘のようにマンネリ傾向が表れている感もございます。この原因につきましては、事業の企画立案でありますとか、情報収集に弱さがあるのではないかと考えておるところでございます。そこで、平成21年度におきましては、各種の事業を点検評価いたしますとともに、先程申し上げました前年度のアンケート調査の意見も取り入れまして、より一層の効果を高めるための事業の見直しに取り組んでまいりたいと思っております。公民館は、「集まる・学ぶ・繋ぐ」言葉に代表されますように、学習等の情報の発信源でもございますし、住民のニーズに応じて、住民自らが自発的に学習に取り組める機会や場を提供する場でもございます。これからも、町民の皆様、利用者の方々のご意見をお聞きいたしながらコミュニケーションを大切にして、職員の資質向上にも努めて参りたいと考えております。今後とも議員の皆さん方のご支援、ご協力と情報提供をいただけたらというふうにお願いたします。

以上で、三谷議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西村良彰） 16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 大変前向きなご答弁をいただきまして、私も安心をいたしました。切手の件につきましては検討をしていただいて、これは末永く会館が建設され



ました後にも、販売ができることをごさいますので、なお一層の前向きでご検討をしていただきたいと思います。それと、生誕100年をごさいますから、生まれた所があるし、育った所もありますが、先程述べましたように、熊本県の今は荒尾市になっておりますかね。府本村との連絡を密にして、やはりそちらからも来ていただくし、そういうような内容等のご検討をされていらっしゃるのか、そこらあたり、答弁洩れではごさいますけれども、現在の分かっておる範囲のご答弁をいただいたらと思っております。

3番目の、公民館活動につきましては、再任されました教育長の最初の答弁でございいますので、公民館活動の一層の活動を期待しております。また、期待を裏切るようでごさいますと、また質問をさせていただきますので、ひとつこの要望をお聞きいただきたいと思いますと思っております。まず、その2点につきましては、町長、ご答弁をお願いいたします。教育長は答弁要りません。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の、三谷議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。生誕100年の事業でございいますが、今、中身を精査しているところでごさいます。その中で、一応もう確定している所は、皆さんもよくご存知のイエローハットの鍵山相談役が砥部に来ていただきます。この方は、いろんな講演でも、皆さんもご存知だと思いますし、そしてまた、トイレ掃除を奨励してございまして、心を洗うのがトイレ掃除だということで、全国にこの支部もたくさんございいます。愛媛県でも百数十名が入っております。また、高校では松山工業高校でそういう体験もしていただいております。その他には、一燈園の石川洋さん。今、托鉢者として大変有名でございいますが、人間の心というものを説いてまわっておられます。その方もみえられるようになっております。その他にも、田舞徳太郎さん、この方もいろんな経営等について講演をされておりますし、全国にファンを持っており、そしてまた会をたくさん持っている方でごさいます。こういう方にご参加をいただいて、この100年祭を祝うようにしております。その他にはコンサート、これも計画をしております。今、三谷議員さんからご提案いただいた府本村に対する呼びかけ、これは本当に素晴らしいアイデアだと思いますので、これについても早速取り入れまして向こうの、先方さんとも打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、坂村真民先生が砥部町に在住していただいたことは、砥部町の宝であるというふうに思っております。大変失礼な言い方をすると、砥部町の活性化にもぜひとも使わせていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、また皆さん方からいろんなアイデアをいただいて、砥部に坂村真民先生がいらっしゃるということを発信していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（西村良彰） 16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 事業の内容等もあらましお聞きをいたしました。やはり生誕地でございいますのでご案内のように平成15年、坂村先生は熊本県の文化功労賞として表彰をされております。おそらく熊本県としても何らかの、こっちから呼びかけ

ますと、あれがあらうと思いますが、要は私どもの先生の詩はわかりやすく、そして、こよなく川を愛して、その川は大海に流れ、世界に結ぶんだというこの思想の原点があります。私のよく言う言葉の中に、聖徳太子が斑鳩の地において、「末大海となる山水も、しばし木の葉の下をくぐるなり。」この句が本当に、先生のあれと一致するように私は思っておるわけでございます。どうか一過性ではなくて、町長。これはね、年々この事業が今言いよる経済効果、いやらしい話ではございますけれども、人が来ていただくと、やっぱりそういうのが発生しますので、そういうのも含めて継続されるように、そして1日も早く会館が建設されますことを切望いたしまして、つたない意見でございましたが、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村良彰） 三谷喜好君の質問を終わります。1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 私は、この1月選挙がありまして、立候補いたしまして、多くの方に支持をいただきまして、この場に出させていただくことになりました。日本共産党をバックにと言いますと大袈裟ですが、共産党ということで出ましたが、町民の皆さんや、先輩議員の中からも、議会には共産党はやっぱり必要だというふうに、励ましもいただきました。そういう皆さんの励ましも含めて、これから精一杯頑張っ  
て参りたい、そのような決意を最初に述べさせていただきまして一般質問3点について行なわせていただきます。

1点目は、子育て支援ということについてでございます。先日、第2回臨時議会におきまして、子育て応援特別手当が本年度に限り第2子以降、これは3歳から5歳で、現在の対象者が363人ということだそうですが、その方たちに3万6千円の支給をしようということが決まりました。厳しい経済環境の中で、単年度ではあってもこのような形で子育て支援ができ、多くの町民の方が喜んでくれるのではないかなというふうに思っております。

さて、私は昨年12月にこの議会を傍聴させていただきました。その議会の中で、観光客誘致に関する一般質問があり、それに対して中村町長が答えた中に、「とべ動物園」それから「こどもの城」このようなものが本町の観光行政に与える影響が非常に大きい、そういうことと関連させて、このような環境を活用して砥部町を「子育てのまち」として大いにアピールしたい、このようなことを回答されました。私は、今日も実は、拾町の交差点で子どもたちの登校指導に関わってきたんですけども、ずっと青少年の健全育成のための活動に参加してきております。「子育てのまち」をアピールして、様々な施策を打ち出すことで、砥部町の今後の発展のためにも大いに役立つ、そのように確信をしています。そこで、1点目は、町長が「子育てのまち」と言われておりますが、私はこれを更に発展させて、「子育て支援のまち」と、砥部をこのように呼んではどうかなというふうに考えております。それから、そのために、ひとつとして、提案をさせていただきたいんですが、現在小学校まで医療費が無料でございます。これを小学校の卒業まで延長させて無料にするというようなことをぜひとも予算化を計っていただき、「子育て支援のまち」のアピールをもっともっと大きくしていければいいなと、このように思っております。

2点目は、妊婦への健康診断助成についてでございます。愛媛県が2月16日に発表しました2008年度2月補正予算案に「妊婦健康診断臨時特例基金」というものの新設の積立金を計上いたしました。既に、町長の施政方針の中でも述べられておりましたが、現在砥部町で5回助成しておりますが、14回まで助成するというふうに言うておられましたので、この問題については質問と言うよりは、後、具体的な手順だとか等について少し説明をいただければというふうに思います。

3点目は、町内の巡回バスについてでございます。平成19年の3月、それから昨年の9月議会で2人の議員さんから一般質問で既に出されておまして、特に万年、七折、外山地域で公共交通機関であるバス路線の廃止に関して、町内の巡回バスの運行をしてはどうだろうというふうな提案があり、町長はこの2人に対して「財政状況が非常に厳しいこともあり、将来の高齢化の状況や住民の要望や実態、また財政状況などをみながら検討していきたい。」と、このように回答されております。そこで2点についてお尋ねをしたいと思います。1点目は、砥部は町の総合計画の中に、人口の推移等がありましたが、更にもっと先の、将来の高齢化の状況等を具体的にどのようなデータで、また地域ごとにどのような家族構成や、特に高齢世帯の、独居の世帯ですね。こういうようなデータをお持ちなのかどうか、統計について1つはお聞きしたいと思います。2つ目は、実際に町民の皆さんの要望等を聞くようなことをされているのかどうか、そのことについてお聞きをしたいと思います。具体的な取り組みがあれば、ぜひご回答いただきたい。以上、3点について町長のご所見をお願いいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。まず、ご当選おめでとうございます。平成10年から佐々木議員さんともお付き合いいただいて、本当にいろんな面で、素晴らしい方だなというふうに感服をいたしております。これからも、またお付き合いをいただきたいと思います。また、はじめに共産党が必要だということも申されましたけれども、共産党でなくっても、なんでも結構でございます。やはり何といたしても、まちづくりに提案をいただく、そしてまちづくりに協力していただく、これが私は大事だと思います。別に共産党だからということも私も思っておりませんし、ぜひともこれからよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

まず、子育て支援についてのご質問でございますが、私が前に「子育てのまち」という表現をさせていただきました。やはりこれは前の議員さんからご質問いただいた時に、そしてまた、山口議員さんだったと思ひますけれど、やはり子育てというのは非常に大切なことであるし、そして砥部には動物園もある、こどもの城もあるということで、環境を整えて、それを大いにPRしていきたいというようなことでお話しをさせていただきました。現在、子育て支援をいろいろな形でやっておりますけれど、更なる充実をやはり図っていかねばならないというふうに私も思っております。現在、子供を育てている親や、これから子供を育てる次世代の親たちが、子育てに対する喜びを感じられるよう、現在の「砥部町次世代育成支援行動計画」を、21年度

中に見直し、平成22年度から26年度までの5年間に実施すべき本町の子育て支援に必要な重点施策をまとめた「後期行動計画」を策定する予定でございます。保育所の運営については、保護者の家庭状況や就労状況などを的確に把握し、質の高い保育が実施できるよう、保育士の充実や施設の整備に努めていきたいと思っております。また、小学校低学年の児童を対象に実施している放課後児童クラブについては、保護者の状況を把握し、保育時間の延長や開所日数の増加などを検討したいと思っております。つどいの広場事業については、現在委託事業として週3回実施していますが、開設日数の増加も検討し、より利用しやすい事業運営を目指していきたいと思っております。児童虐待の防止については、要保護児童対策地域協議会における各構成員との連携を密にして、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図っていきたいと思っております。幼稚園においては、心豊かで、たくましい砥部の子どもを育てることを目標に、楽しい遊びや仲間づくりを通して豊かな人間性の芽生えを培う教育を実践します。また、保護者が安心して子どもを預けることができるとともに、園児が安全で快適に園生活を過ごせるよう、施設の整備を行っていききたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、幼児教育環境の向上、これは非常に大切なことであると思っておりますので、力を入れてやっていきたいと思っております。

それでは、質問の中で、小学校卒業まで医療費の無料化を図ってはどうか、というご提案をいただきました。今、本町では、子育ての支援に力を入れております。先程申しましたことも子育て支援の中で重要な部分を占めると思っております。従いまして、今の財政事情等を考えますと、今すぐに小学校卒業まで医療費無料化ということは、極めて厳しいものがあります。今後の課題とはいたしますが、現在のところは無料化できないのではないかとというふうに私は考えております。

続きまして2点目の妊婦健診助成についてのご質問は、先程の施政方針のとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。手順等につきましては、担当の課長の方よりご説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして3点目の町内巡回バスのご質問でございますが、町内巡回バスについては、廃止された路線のバス利用者数や、巡回バスの運営費用を考えると、今すぐ、巡回バスや乗り合いタクシーを運営することは非常に難しいというふうに思っております。と申しますのも、今までのバスの利用者というのが1運行に1.7人とか、2名を切っているような状況でございます。そこへ、町でタクシーをまわすとか、そういうことは難しいのではないかと思います。やはり、利用者が増えてくるという前提条件がなければならぬと思っております。そして、先程言われましたように、実際にそれに取り組んでいるかということをお知らせしましたが、これは昨年の秋のことでございますので、それからの変化というのをいちいち6カ月ごとに点検していくというのは非常にロスが多いのではないかと思います。もちろん町民の皆様からご意見をいただく宝箱もございます。そういうところにも今のところ意見がございません。やはり、そういうご意見をいただくということと、それとやはりこれは5年くらいのスパンで見直しをまた考えていくというのが適切ではないかと思います。もちろんご要望があっ

ても、出来ることと出来ないことというのもございます。しかし、町民の皆様のためになること、これは一生懸命検討をしていきたいというふうに考えております。現在は、そういうことで、取り組みはいたしておりません。しかし、先程佐々木議員さんも言われましたように、将来の人口を推計というのは国勢調査や町の総合計画、この中にでておりますので、ある程度把握はできておりますが、移動もこれからも考えられると思いますので、今後は町民の皆さんのご意見を聞きながら進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（西村良彰） 日浦保険健康課長。

○保険健康課長（日浦昭二） 佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。妊婦健診の拡大の件でございますが、国の方で、妊婦健康診査臨時特例交付金というのを交付していただけることになりまして、それをもって愛媛県が20年度中に基金を積みまして、平成22年度補正まで支出することができるようにする制度でございます。これによりまして、砥部町も現在までの5回健診から14回に拡充するわけでございますが、その手続きが愛媛県内どこに住んでおらましても県内で診ていただけましたら同じように特典を受けないといけないということでございまして、県単位であくまでも実施するということが基本でございます。現在、度々担当者会等で、県内で打ち合わせを行なっているところでございます。ただ、現在、5回の健診につきましては、受診券を配布して行なっております。これを、残り9回分、合計14回分になるわけでございますが、受診券を発行して、それで、県内の方でございましたらどこの病院へ行ってもできるというふうに、そういうふうな制度にしたいと、現在準備を整えているところでございます。参考までに、2月末現在で母子手帳を交付している方が165名おいでます。また、例年でございましたら200名前後のお子様がお生まれになりますので、それくらいの該当者の数と試算して予算を組んでおります。以上でございます。

○議長（西村良彰） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 回答ありがとうございます。1つは町長がなかなか財政事情も含めて小学校の卒業までの医療費の無料化は難しいというふうなご答弁でございましたが、先日、2月21日付けの愛媛新聞で、今治市が小学校卒業まで入院費の無料化を今度の6月議会に提案したいということで、記事にでておりました。少し中身は違うんですけども、確かにこれから子どもの数も減っていくという部分も否定ができないかと思うんですけども、やはり子どもは本当に国の宝、砥部町の宝でございます。改めましてですね、他の地域でもこのような形で、また支援をしていくような動きもでてきておりますので、また私の方も粘り強く住民の皆さんとも相談しながら、議会の方にも何回か提案もさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、巡回バスの件なんですけど、ここでは触れておりませんでしたけれど、町長のお話しの中に、デマンドタクシーのことが少し出されましたが、これも同じように四国中央市で現在やっておりますけれど、来春からはさらにこれを拡大して、新宮

を除く全域にバスではなくこれはタクシーなんです、走らせてやっていきたいというふうなことで、方針として出されております。やはり、実際に住んでいる皆さん方の足が、交通の便が不便だということでバス以上にこの四国中央市の場合は大いに役立っておるようでございます。もう少し砥部町でもですね、先程私がデータの話をしました、ますます高齢化が進んでいき、本当にもう中心部に住んでおいても、公共の交通機関が利用し辛いという方もたくさんでてる、そのようなことも危惧されますので、今から準備に入っただければいいんじゃないかなというふうに思いますので、併せまして、この辺もう少し検討をお願いしたいというふうに思います。

それから妊婦健診については、十分私も知らなかった部分があるんですが、受診券というんですかね、これが現在5枚というのをさらに増やして、14枚まで発行して今現在165人の母子手帳を持っている方がおいでというようなこと、さらに200人くらい例年生まれになっているというふうなことで、多くのお母さん方が、また、赤ちゃんがより健康に受診ができるというふうなことで、これはいいことだなと思いますのでぜひとも広報活動をしっかりしていただきたいというふうに思います。

できましたら、今治市の取り組みの件や、四国中央市のデマンドタクシーの取り組みのことを踏まえて、さらに町長の将来展望も含めてご所見をお伺いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） 今治市で今度小学校の6年生までのをみるというのは私も新聞でみさせていただきました。町それぞれの取り組みの仕方が違うと思います。そういうことで、私は医療費の無料化より先に、先程申し上げました子育てのために保育所を始め、小学校の放課後でお預りするとか、そういう面で力を入れていきたいというふうに現在思っております。そういうことで、また次の段階としてこれについては検討させていただきたいというふうに考えております。

それからデマンドタクシーの件でございますが、便利だということも分かりますし、あった方がいいということも分かります。しかし、町の限られた財政の中でやるのに適しているかどうかというのを考えますと、今時点では出来にくいという答弁しかできません。そして、ひとつ私が考えますのは、砥部町は細長い、旧の砥部で申しますと非常に細長い町でございます、その幹線の中央に、幹線の33号線であり旧の33号線が走っております。そういうことで、比較的交通の便がいいというふうに思っております。あと問題は、やはり横へ入る線の方をどうするかということだと思います。そういうことで、これから旧の砥部についてもそういうご高齢の方が増えて今は多分ご家族が運ばれたり、そしてまた近所の方がついでに乗せていってくれたりしているんじゃないかと思っております。しかし、将来高齢者は増えていくというのは間違いございませんので、そういうことも含めて今後の検討課題として検討させていただきたいと思っております。それよりも私は、若干心配しておりますのは、広田地区の交通のことです。やはり、広田から砥部へ出て来るバスが今、2便しかございません。そういうことで、この件についてもっと先にやらせていただかないといかんのじゃない

かなというふうに思っております。また、住民の方が便利になることは良いことではございますので、含めて財政と相談しながら検討していきたいと思っております。

○議長（西村良彰） 1番、佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 私も、まったく初めてで、十分に勉強もしておりませんので、不十分な質問になったところもあったかと思いますが、選挙にあたって、町内各地を回ってくるなかで、具体的に交通の便が悪いとか、本当に子育てを応援している、これはお婆ちゃんだったんですけど、私が演説する前まで来まして、孫が4人もいて、医療費が無料になったら本当に助かるんですけど、雪の降る中、私の所まで来て握手をしてくれたり、そんなこともありましたので、また引き続いてこのような、住民の皆さんの要望を実現していくために、議会内外の皆さんとも協力もしていただきながら実現していけるように頑張りたいと思っております。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（西村良彰） 佐々木隆雄君の一般質問を終わります。8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 8番、栗林政伸でございます。まずは中村町長、当選おめでとうございます。私も昨年の11月のちょうど半ばくらいまでは、もうこの席には立つことはないという決心もしておりました。しかし、また、変わりました、この場に帰ってきました。非常に子供の時から、祖父によく言われました。私は戦争孤児でございますので、親父が早くから、私ができてすぐ逝きましておりません。お祖父さんに育ててもらったんですが、よく言われました。「お前は、小学校の作文を見ても作文も下手だ。歌も下手だから、人の前ではあいさつもするな。」ということをよく言われてきましたが、またこれから町長を始め、課長さん、議員の皆さんにもいろいろとご迷惑をお掛けすると思っておりますが、ひとつ4年間よろしく願います。

それでは、私からは2点について質問したいと思っております。まず、町道井手の上線でございます。この質問は、私が平成18年6月議会において質問をいたしました。地元から非常に強い要望があり再質問をいたします。JAえひめ中央宮内支所から国道まで約300mあります。国道からちょうど中間の地点に、井手の上集会所がありますが、約150m、この間が通学路になっております。伊予鉄七折線は廃止になりましたが、大型トラックまた大型のダンプがよく通ります。そして実りの秋には大型バス、また、今の2月、3月にかけての七折の梅祭りには大型バスがたくさん入ってくるようになりました。通学路ですので、子どもたちにとって危険な状況が度々発生しているとお聞きします。そこで、早くこの町道を県道に格上げになるよう県に陳情していただき、改修を早急に行なっていただきたいと考えますが、町長のご所見をお伺いします。

それから、2点目については、保育園と幼稚園を一体化した認定こども園についてでございます。この件については以前から度々一般質問が出ております。また昨年9月、12月議会でも前の議員さんから一般質問がありました。その時の答弁では、プロジェクトチームを作って作業していると伺ったように記憶しております。しかし、それから後も、この件についての話が聞こえてきません。現在どのように進んでいる

のか、また、やる気持ちが有るのか無いのか町長のご所見をお伺いしたいと思います。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） それでは、栗林議員さんの質問にお答えをさせていただきます。私も、この井手の上線については非常に形態もおかしいし、これはなんとかしなければならないと思っております。皆さん方も多分、思われておると思うんですけど、川井の方の県道が非常に綺麗になりました。宮内の交差点まで素晴らしい2車線の道路になっております。しかし、宮内から新国道への33号線までの間が非常に狭い状況でございます。実はこれが町道で、宮内の交差点から迂回をして砥部中学校の下を通過するのが県道と、変則的な形になっております。そういうことで、私が町長にならせていただいてからも、平成15年10月、平成18年6月、平成20年6月と3回にわたって県に要望を続けております。国道と県道との接続や道路網、交通量から見ても、県道昇格が必要だというふうに私は思っております。県からは、今の厳しい財政事情の中で県道に認定し、具体的な改良の事業化は困難であると回答をいただいております。しかし、これは絶対に必要な道路であるということでございますので、今後も引き続き県道昇格の為に、一生懸命粘り強く要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解とそしてご協力をお願いいたします。

続きまして2点目の認定こども園についてのご質問でございますが、今年の9月から11月にかけて、プロジェクトチームによる研修を行い、老朽化している施設の第2次耐震診断の結果が出た時点で判断する旨の中間報告を受けております。現在、本町におきましては、将来に備えて幼稚園児と保育園児との交流の拡大を図っているところであります。就学前児童に対して合同の教育や保育の提供が望ましいと考えておりますが、全国的には認定こども園の普及は進んでおりません。その原因は、今なお残る文部科学省と厚生労働省の二重行政による事務や施設整備面での煩雑さ、財政支援面でのメリットの無さなどが言われており、これらの問題点の解消が望まれるところであります。また、今年度に、保育所及び幼稚園の第1次耐震診断が終了しますので、引き続き第2次耐震診断を実施し、その結果を踏まえ、耐震補強工事により現状どおりの運営をするのか、それとも幼保一元化が可能な一体的な施設を新築するのかを検討したいと思っております。また、1月に0歳から12歳までの児童の保護者全員に、次世代育成支援行動計画後期策定に関するアンケート調査を実施し、その中で0歳から6歳までの就学前児童の保護者に対して認定こども園について意見を聴いておりますので、その意見も参考にさせていただき、決定をしたいと思っております。

以上で、栗林議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 町長の答弁ありがとうございました。まず、町道の井手の上線ですが、先日も地元で120人ほどの集会がありました。その席で地元の区長さんがぜひこの道だけは取り組んでほしいということ、皆さんの前で言っております。また、周辺の通学する地区の父兄、区長さんも強くこれを望んでおります。先程、町長



の答弁でありましたように、県の財政も非常に厳しいことは分かっております。また前回の答弁でも、今の答弁でも県の方にもお願いに行った旨、言っておりました。この砥部町内でも379号のトンネル工事、また、伊予砥部線の拡張と、順次構想もありますが、ぜひこの井手の上線においても町長、早急にまた取り組んでいただきたいと思っております。大型の車がですね、伝産会館から今の中学校の下を通過して、宮内の農協、これは今県道ですが、これを通る車は1台もおりません。旧の伊予信用金庫から全部大型の車は下向いて降りております。幸いにして、この砥部町には県下でもトップの県議さんがおいでますので、ひとつ町長と二人三脚で力を借りて、改良が1日でも早くできるようにお願いをしておきたいと思っております。

また、認定こども園の件ですが、本来なら担当課長にお聞きしたかったんですが、1月1日からの機構改革で担当課長もまだこの件についてはあまり詳しくないと思っておりましたので、ちょっと町長にお伺いしたわけでございます。ちょうど、保育園と幼稚園を一体化した施設で、共働き家庭か専業主婦家庭に関わらずですね、利用できるように制度を国が作ったわけでございますが、保育園は厚生労働省、先程も町長が言っておられました。幼稚園は文部科学省と。二元行政で公費負担や割合も異なるということも、町長が言われておりました。過去に私たちも委員会で、佐賀や横浜にも研修に行きましたが、幼稚園児、保育園児と一緒に土遊びをしてですね、食事もする。そして、友達の輪が広がり、小学校に入学してもすぐ馴染んだと。また、親同士も仲良くなれたと言っておられます。また、愛知県の豊田市、ここは市内に80あった公立、市立の保育園と幼稚園を一体化し、こども園にしております。これは国の認定こども園ではなくですね、独自のこども園として取り組んでいるところもあります。保育料を一律にして、子育て世帯の負担を減らそうというのが市の方針のようですが、40年前から幼保の人事交流や保育内容の統一に取り組んできたということで、円滑な一体化ができたといわれております。認定こども園は保護者にも好評で、幼稚園の親はですね、長時間預かりを、保育園の親は幼稚園に並んだ教育が受けられるという点が高く評価されております。また、2月15日の愛媛新聞には、お読みになられたと思っておりますが、「長時間保育にニーズ」のタイトルで、一元化した認定こども園の特集が大きく載ってました。これは東松山幼稚園、東松山保育園です。県内の幼稚園は園児数が減少し、運営に四苦八苦する幼稚園が増える中、2007年7月に幼稚園と保育園を一元化した認定こども園、保育所の入所希望数は定員オーバーで、待機児童も20人以上いるといわれております。保育所には入所条件がありますが、幼稚園は制限がないと。こういう違いがあります。県の子育て支援課によるとですね、認定こども園は、保護者の就労状況に関係なく利用でき、長時間の保育教育が可能になると。そして、現在県内には5園あるが、今後増えるのではないかと予想をしております。ただ、先程の園長は、保育や教育が停止になってはいけないと。幼稚園が生き残るには、世の中の動きや保護者の望むサービスにいち早く対応する必要があると言っております。ここで、中村町長に再度お伺いいたしますが、やろうと思えば、砥部、宮内の2箇所においては、先程も言っておりました。建替えるか耐震工事かということも

言いよりでしたが、整備が整えばすぐできると思います。その気持ちがあるのか、再度お聞きしたいと思います。また、今まで、国の方はですね、幼稚園は文部科学省、厚生省は保育園と、国の方はまだ従来通りそのままできておりますが、砥部町は最近、幼稚園は教育委員会でございましたが、保育所と一緒にですね、厚生委員会の方に担当が変わっております。私は、これは今後を見越しての、ひとつの課に統一されたのかと思っておりましたんですが、その点もひとつ併せてお尋ねしたいと思います。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 栗林議員さんの再質問にお答えしたいと思います。先程から申し上げておりますように、このこども園については非常にいろんな問題がたくさんございます。そういうことで、今、課を中心にプロジェクトチームからかなりの資料もできておりますので、その点につきましてもまた皆さん方にも問題点をあらっていただくようなことを早急にやりたいというふうに思っております。やはり、迷ったらゴーということで、ストップしたり、後ろに下がるのではなく、やっぱり迷った時にはゴーの気持ちで私は行政にも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、前向きにこの件については検討を進めていきたいと思っております。それとやはり、耐震の診断というのが早くこの施設ができるかできないかに繋がるというふうに思っております。いろんな問題点一つひとつあらって、そして前向きで進めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（西村良彰） 8番、栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） また、昨年8月ですか、アメリカのリーマン・ブラザーズの破綻ですね、この日本もこの半年で100年に1度の不況がきております。そんな中で、保育所は6時まで延長保育でみていただきますが、幼稚園は今現在2時半くらいで親が迎えに行かないといけません。そこで、私も昨日耳にしたんですが、今現在、ご主人の仕事が無くなるとか、そしてまた残業が無くなるなかで、家計に占める割合が非常に大きいと。私もパートにでも出たいんやけど現在、子供も迎えに行かないかんから、できないというような声も聞きます。ですから、私は、今の町長の答弁が前向きで、答弁いただいたんですが、そういうことも考えてできるだけ整えば、早くこれができるように、また私らも厚生委員として勉強もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上で質問を終わります。

○議長（西村良彰） 栗林政伸君の質問を終わります。13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 13番、中村茂でございます。私は次の2点について質問をいたします。まず第1点といたしまして、定額給付金についてであります。

アメリカ発の金融危機により「100年に1度」といわれる金融経済危機、世界同時不況の様相が一段と深まりつつあり、わが国も今年は戦後最悪の恐慌状態に陥ると予測されております。それだけに、この国難ともいべき非常事態の打開には、日本の総力を挙げて取り組むべきであると考えます。しかしながら、現状はそれと程遠いものがあるといわざるを得ません。国民からすれば、与党も野党も関係なく、政治全体として何をするか、何をしてくれるかがすべてであります。非常時では、なおさら

その思いが強いはずであります。今、わが国の景気、経済にとって一番大事なことは、2008年度第2次補正予算に続き、2009年度本予算案を早期に成立させる事があります。幸いに昨日、4日にこの予算が通過いたしました。第2次補正に盛り込まれた定額給付金は、急速な景気の悪化で、疲弊した国民の生活を守ると同時に、GDPの6割を占める個人消費を下支えする必要不可欠な減税措置であり、減税と給付を組み合わせることによって、所得の少ない非課税世帯にも恩恵を及ぼす「給付つき減額控除」を先取りしたものであり、世界各国がこの経済危機の中で取り入れている潮流であります。

この定額給付金を地域活性化に生かす取り組みも全国で目立ち始めております。例えば、鳥取市では1万円で1万2千円分の買物ができる20%割増のプレミアム商品券の発行を決めました。また、愛媛県でも宇和島市が検討しているとのことでもあります。景気悪化に伴う消費低迷で苦境が続く商店街の振興などに一役買う期待が高まると考えます。給付金の実施に合わせ、商品券などの発行を計画している自治体は、1月末現在で34都道府県、129市町村にも上がっています。世論調査では、給付金を「消費する」との回答が多数を占めているが、自治体の知恵と工夫によって給付金の効果は一段と高まることが予想されます。そこで、砥部町においても、この給付金に合わせたプレミアム商品券の発行を行い、商店街や砥部焼業界の活性に貢献すべきであると提案いたしますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2点目といたしまして、火災警報器の設置についてであります。2004年6月の消防法改正を受け、2008年6月から3年以内に既存住宅に対して、住宅用火災警報器の設置が義務付けられるようになりました。消防庁によると、ここ数年、住宅火災による死亡者が増加傾向にありその半数以上を65歳以上が占めています。2006年に起きた住宅火災による死者数を警報器設置別に100件当たりで比較すると、設置していなかった場合は、7.7人が亡くなっていたのに対し、設置していた場合は2.4人と3分の1に減少しており、警報器が効果を発揮していることが分かります。2004年の改正消防法では、すべての住宅に対し、寝室や階段への警報器の設置が義務付けられるようになりました。自治体によっては台所などにも設置を義務付けている場合もあります。同法の適用は新築住宅には2006年6月から始まっているのに対し、既存住宅については2008年6月から2011年6月1日までに各自治体が条例で義務化するように定められております。そのため取り組みに対する自治体の温度差は大きくなっております。

こうした中で、普及率アップに向け独自の取り組みを行なっている自治体もあります。東京都荒川区では、2006年度から3ヵ年計画で設置義務がある約6万7千世帯に対して警報器を1個ずつ無料配布しております。2006年度は高齢者や障害者世帯、火災危険度5の地域に住む世帯に。2007年度は火災危険度3に住む世帯といった具合に、優先順位を決めて行なっております。また、港区では、2007年度から一般世帯に対し、警報器の購入、取り付け費用の半額、上限1万円を助成。また、徳島市では、日常生活用具の給付事業として、寝たきりの1人暮らしの高齢者、障害

者に対して助成を行なっています。そこで、砥部町では現在、どのような取り組みを行なっているのかお伺いします。まず第1に、既存の住宅の設置状況はどうか。2点目として、町営住宅の状況。砥部地区の住宅はほとんど新築されていますが、一部の古い住宅や広田地区の住宅はどのようなになっているのか。3点目、1人暮らしの高齢者や障害者の世帯。4、今後、業者の紹介や助成等の考えがあるかどうか。まだまだ普及が進んでいない理由として、設置しなくても罰則がない。また、制度自体が住民に浸透していない。また、設置費用がかかる等々であるが、万一出火した場合、全国ニュース等で高齢者の方が死亡したケースが多くあり、他人事として片付ける事はできません。今後の取り組みについて町長のご所見をお伺いいたします。以上で、私の質問を終わります。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） 中村議員さんのご質問にお答えします。始めに、定額給付金についてのご質問ですが、定額給付金にあわせてプレミアム付き商品券を発行することですが、現段階では、町が主体となっていくことは、考えておりません。商工会や砥部焼業界などで、もし、そのような計画があれば、お手伝いできる部分もあると思いますので、町といたしまして、この給付金を、対象の方々のお手元に間違いなくお届けすることが、最も重要なことだと考えております。と申しますのも、地域振興券が前ほど発行されましたが、やはり砥部町の場合には、出先店舗が多くて地元の商店になかなか利用者が少なかったというようなこともございますし、砥部焼ということに限定するとなかなかそのプレミアム商品券も売れにくいんじゃないかというふうに思います。そういうことで、これはその一番の元でございます町の商工会、砥部焼業界等を含めてお話しがあれば考えたいというふうに思います。

続きまして2点目の火災警報器の設置についてのご質問でございます。まず、既存住宅の設置状況でございますが、昨年の12月に、伊予市、そして松前町、砥部町が入っております伊予消防等事務組合と消防団が、新築住宅を含めて1,845世帯についてアンケート調査を行いました。その結果、回答のあった世帯の15.7パーセントに当たる183世帯が火災警報器を設置していると回答しております。本町だけといいますと、これが当てはまらないかもしれませんので、参考値としてご理解をいただけたらと思います。次に、町営住宅の状況でございますが、砥部地区は、6団地68戸のうち、近年の建替えによりまして3団地44戸は火災警報器が設置されております。従って、未設置は、24戸ということになります。また、広田地区におきましては、12団地75戸でございますが、現在のところ1軒も設置をされておられません。未設置の町営住宅につきましては、今後、早急に、順次設置したいと考えております。次に、一人暮らしの高齢者の皆さんに対する助成でございますが、火災報知器は1個大体5千円くらいで設置費用含めてできるということでございますので、助成等は現在のところ考えておりません。また、障害のある方のうち、障害者手帳をお持ちで、重度障害のある方に対しては、日常生活用具費給付事業により、申請に基づき、生活状況を勘案して基準に従って給付をしているところであります。高齢者や障害のある

方に対しては、必要に応じて民生委員やケアマネージャーと連携して、適切に対応しているところでもあります。次に、業者の紹介や助成等につきましては、住宅用の火災警報器は、町内の電気製品の販売店やホームセンターなどで広く販売されておりますので、福祉関係を除き、業者を紹介することは考えておりません。全世帯を対象とした助成については、先程も申しましたが、5千円ということで、安価で購入できますし、また自分で簡単に設置できますので、ご自分でやっていただきたいというふうに思っております。最後に、今後の取組みでございますが、現在、ホームページや広報紙による啓発、火災予防週間に合わせて消防署員と消防団員が一人暮らしの高齢者宅を訪問し、防火診断に合わせて火災警報器の設置啓発を行っているところでもあります。今後は、高齢社会の進展とともに火災の犠牲者となる高齢者が増加する恐れがありますので、引き続き啓発活動を継続するとともに、自主防災組織へも啓発して、高齢者や障害のある方に対して支援してまいりたいと考えております。以上で、中村議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 答弁ありがとうございます。今、新聞で賑わっておりますのは、給付金がもう既に、今日からですね、配布されている所があります。北海道の西興部村、それと青森県の西目屋村というところですね、今日からもう既に配布していると、先取りしてやっているということでですね、大変新聞等を賑わせております。本当にこの2次補正関連が成立したことによってですね、我々も思ってもないお小遣いと言ったらなんですけども、いただけることは大変ありがたいと思います。与党が3分の2以上で賛成され、野党の方は皆反対だということで、地方では黙認しているという野党のお話しも出ておりましたけれども、我々が1日も早くですね、これを配布いただけるようお願いしたいとこのように思います。そして、子育て応援特別手当、高速料引き下げ、自治体の雇用創出等々ですね、既にこの中に含まれておるわけでありまして、しまなみ海道も20日から値下げになるそうでございます。土曜、日曜、祭日には1千円で行けるというように、新聞に出ておりますので、これから春の行楽シーズンになって大変良いことではないかとこのように思います。砥部町としましても、町としてはしないということですが、商工会とかまた砥部焼の業界の方に働きかけていただいでですね、実施できたらいいんじゃないかと。4月の砥部焼まつりに、これがうまくマッチしたらある在庫が全部売れるんじゃないかとこのように思います。本当に活性化につながっていける方法だと思います。ぜひ、言ってきたらと待つんじゃないしに、こちらから町から働きかけて、商工会とか砥部焼等を働きかけて、そういう活性化の一つの大きな目玉にしていただいたらいいんじゃないかとこのようにご注文をいたしておきたいと思っております。

警報器の件でございますけれども、ちょうど1日から7日の間、春の火災予防週間でもあります。我々もこの報知器についてはなかなか勉強してなくて、知らなかったわけですけども、当然火災が起きるということは、自分だけじゃないしに、近所の

人たちに大きな迷惑をかけるし、また、万一死亡したら、本当に、生涯悔いを残すことになる可能性がございます。そういうことで、5千円でわずかな金だから町は補助できないというけれども、高齢者にとっては、やっぱりわずかでも半分とか補助をしていただいたら早く設置できるんじゃないかと、このように思いますので、特に高齢者の方とか障害者の方に対しては前向きな方向で検討していただきたいとこのように思うんです。この2点について答弁をお願いいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今の、給付金についてでございますが、私もテレビで見させていただいて、さすがすごいなと、40歳台の町長さん、なかなかやるなというふうに見させていただきました。人口の問題もございまして、1,500人位の人口ということで、準備も早くから始めたということで、やはり素晴らしいなというふうに感服をいたしました。それでは砥部町でございますが、3月下旬に申請書の配布をする予定になっております。そして、4月の中旬から支給をしたいというふうに思っております。今、他の県下の20市町をみても、市はほとんどが4月上旬に申請書を配布、5月の中旬ないし下旬から給付というような予定をいただいております。町は人口のちょっと少ないのもありますので、3月の中下旬に配布して、4月の中下旬から交付、このような状況でございます。それと、先程ありました砥部焼まつり辺りに使うということも、非常に良いアイデアだと思いますので、またそういうご相談がありましたら町としてもまた対応していきたいというふうに思います。

また警報器につきましては、今のところ我々が見回りをしてお勧めをするというような状況でございますので、また、希望者がどのくらいあるか、それも含めて今後の課題としたいと思います。

○議長（西村良彰） 13番、中村茂君。

○13番（中村茂） 最後で、終わります。愛媛県では先程言いましたように、プレミアム券を発行するのが四国中央市と西条、大洲、西予の各市も予定しておるということで、これからいろんな面で勉強になることがあるんじゃないかと思っておりますので、楽しみにして、いろんなことを勉強しながらいいアイデアをよい方向に持っていただいていただいたらいいんじゃないかと思うように思います。警報器の件でございますけれども、さっきのお話しじゃないですけども、後ろ向きな話ではなしに、前向きに取り組んでいただいて、あの時警報器を付けておったが故に、火災にならずに終わったと、そういう時が必ずあると思います。なんとか皆さんの知恵を出して、火災防止のためにもですね、必要があるんじゃないかと思うように思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（西村良彰） 中村茂君の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後1時10分の予定です。

午前11時53分 休憩

午後 1時分10 再開

○議長（西村良彰） 再開します。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 5番、西岡でございます。さっきの先輩の議員から中身の濃い質問をせよということで、大変緊張して、プレッシャーを感じておりますので、よろしくお願ひします。また、昼から自分のために議会を開かせているみたいで大変緊張しております。希望のもてるまちづくりについて、まず大切なことは、この砥部町が安心して暮らせ、若者が未来に希望を持てる町にすることが必要だと考えます。

それには、健全な財政基盤が必要だと考えます。去年の秋以降の、世界的な景気の悪化、今後ますます厳しさを増すであろう経済環境を、この砥部町も避けて通ることはできないと思います。そこで、本町の財政について、まず、歳入を増やすためにどのような対策を考えておられるのか。また、歳出削減のためにどのようなことが大切とお考えておられるのか、以上2点について町長のご所見をお伺ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） まずもって、西岡議員さんの、新砥部町になっての町議会議員さん初当選おめでとうでございます。心からお歓び申し上げたいと思います。初めてといっても旧砥部町で議員さんを経験されておりますので、これからまた、ぜひとも、まちづくりに大切なお提案をいただきたいというふうに思います。また、ただ今ご質問いただきましたこと、やはり、長年会社経営に携わってこられ、経営術にたけている方のご質問だと思います。「要るを計って譲るを制す」これが基本でございますので、その通り私もやっていかなければならないと思います。そして、やはり若者に希望の持てるまちづくりというのは、一つはやはりお金を使わなくてもできる部分もありますし、もう一つは財政の基盤をきちっとしてやれるものと、2つに一応分かれると思います。今の時代、大変厳しい財政状況でございますので、お金を使わなくともできるまちづくりを大いにやっていかなければならないというふうに思っております。

それでは、ご質問いただきました、まず、一般財源をどのように確保するかということでございますが、やはり、これは端的に申し上げまして、もう税金をきちっといただく、これが中心になります。そしてまた、先程、三谷議員さんからご質問いただきましたように、工場等の誘致をして、そちらからの税金をいただいて一般財源を確保していく、これが一番大切だと思います。それともう一つは、やはり町民の皆様に、受益の程度に応じて、費用負担をしていただく、これも収入が増えることには変わりございませんが、住民の方の痛みも多少伴うわけでございます。そういうことで、会社経営も同じように収入をどこに求めるか、それはやはり自分それぞれが努力をしていかなければなりません、町民の皆様というのを考えながらやっていかなければなりません。そういうことは、町民の皆様が、より一層所得が上がることによって、私は町の財政も豊かになるというふうに考えております。また、歳出削減については、人件費や公債費など経常経費を削減し、そして自由に使えるお金の幅を広げていくこ

とが大事だというふうに思っております。いずれにいたしましても、必要な物を、いつも必要性を考えて、そして時代に合わなくなったものは整理合理化して、予算をいかに有効に使っていくかということが大切だと思っております。入ってくるお金、そして負担するお金。これのバランスを常に考えていかなければならないというふうに思っております。言い換えれば、将来を見据えた、計画的な財政運営が大切と考えております。以上で、西岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今、町長さんから答弁をいただきました。増やすためにということ、いろいろ言われたんでございますけれども、やはり地場産業というか、地産地消、地元の物とか、地元の業者がやっぱり元気を出すような、そういうことをもっと具体的に考えていただいて、収入が増えるようなことを一つ考えていただきたいと思っております。また、歳出削減は、いろいろ必要な物、それからまた要らなくなった物は整理をしていくということでございます。これもいたずらに削減だけすれば良いというものでもなく、やっぱり人件費もあまり削ると、情熱がなくなりますので、程々にしていただいて、有効に使っていただくということでございますので、そこらへんよろしく願いいたします。それでは、さっきの具体的に何かあればお答えをお願いいたします。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○砥部町長（中村剛志） ただ今、具体的にということでございますが、町内の業者を活用して、そしてまた、それが返って税金で帰ってくるということの一つの方策だと思います。具体的にこれとこれというのは、今、申し上げるような状況には無いんで、これはぜひですね、西岡議員さんから私の方にこういうふうになれば町税がどんどん上がるから、町長ぜひ、こうゆうふうな方策をとったらどうですかというようなご提案をいただいたらと思います。私どももまたどのようにすればいいかということで、また考えていきたいと思っております。さっき申しましたように、町の住民の方の所得が上がるということ、これが必ず税として収入で戻ってくるのは事実でございますので、その方向でいろいろなことを、今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（西村良彰） 5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 今、町長さんから言われたように、今後は税収を上げたりするには、役場の理事者の皆さん、そして議員の皆さん、そして町民の皆さんが三位一体と言いますか、協力をして頑張っていって、小さくてもきらりと光り続けるようにと、この砥部町が続くように、努力をしていきたいと思っておりますので今後ともお願いいたします。以上で質問を終わります。

○議長（西村良彰） 西岡利昌君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後1時20分 散会





平成21年第1回定例会（第2日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成21年3月6日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| 開 会                               | 平成21年3月6日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 応招議員                              | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      中村 剛志                      副町長                      佐川 秀紀<br>教育長                      佐野 弘明                      総務課長                      原田 公夫<br>企画財政課長              松下 行吉                      戸籍税務課長              武智 充吉<br>会計管理者                松村 昇二                      教育委員会事務局長      藤田 正純<br>介護福祉課長              大西 潤                        保険健康課長              日浦 昭二<br>産業建設課長              相田由紀夫                      生活環境課長              東岡 秀樹 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 傍聴者                               | 1人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |

平成21年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 議案第 4号 指定管理者の指定について(砥部町峡の館)
- 日程第2 議案第 5号 砥部町坂村真民記念基金条例の制定について
- 日程第3 議案第 6号 砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第4 議案第 7号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 9号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 砥部町国民健康保険診療所条例の廃止について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度砥部町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第14 議案第17号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 日程第15 議案第18号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第19号 平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第20号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第18 議案第21号 平成20年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第22号 平成20年度砥部町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第23号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第24号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議案第25号 平成21年度砥部町一般会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成21年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 3 5 議案第 3 8 号 平成 2 1 年度砥部町水道事業会計予算

・ 散 会

平成21年第1回砥部町議会定例会

平成21年3月6日(金)

午前9時30分開会

○議長(西村良彰) 現在の出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第4号 指定管理者の指定について

(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(西村良彰) 日程第1議案第4号指定管理者の指定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長(相田由紀夫) それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。指定管理者の指定について。次のとおり砥部町峡の館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。1番目といたしまして、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、砥部町峡の館でございます。指定管理者となる団体の名称につきましては、有限会社砥部町産業開発公社でございます。指定管理者となる団体の所在につきましては、砥部町総津159番地2でございます。指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成22年3月31日の1年間といたします。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町峡の館の管理及び運営を効果的かつ効率的に行なわせるための指定管理者の指定を提案するものでございます。

次のページお願いいたします。1ページでございます。砥部町峡の館における指定管理者候補者の選定結果についてご説明申し上げます。砥部町峡の館における指定管理者の候補者について、次のとおり選定いたしましたので、ご報告いたします。1番目につきましては、施設の概要でございますが、皆さんご存知のとおり、広田地域の道の駅ひろたの、砥部町峡の館の建物でございます。2番目につきましては、募集の概要につきましては、事前に指定管理者の方向性ということで、20年の9、10月に産業建設常任委員会また、8月には選考委員会におきまして、意見集約を行い、非公募による方法とさせていただきます。また、期間については、非公募による方法ということで、随意契約的な要素が強く、18年から20年の3年間ということでやらせていただいております、4年目と考えて欲しいとのご意見によりまして、指定管理期間を1年間とさせていただきます。審査の概要の結果でございますが、審査内容については次のとおり審査いたしましたので報告します。まず審査委員でございますが、副町長を委員長に5名で実施をいたしました。審査の経過でございますが、開催日は平成21年2月2日に行い、審査の方法については事務局が説明し、砥部町産業開発公社の申請書類の審査及び面接審査により評価したものでございます。2ページをお願いいたします。その審査の基準でございますが、条例に規定されてお

まず第4条の1号から4号で審査を行なったものでございます。まず1号では平等な利用、公正中立な対応が図れるかということでございますが、提案には図れる提案であったと考えております。2号事業の内容が施設の効用を最大限に発揮できるかということでございますが、サービスの低下にならない提案であり、バランスの取れた企画内容で、施設を有効的に利用する提案であったと思います。販売活動が提案されておりまして、条例を遵守された提案であると考えております。3号では施設の管理を安定して行う人員の確保ができるかということでございますが、現在運営している施設の活動実績が十分で、責任体制が取れておると考えております。ただ、接遇体制などで不十分な点も指摘されました。続いて4号の施設管理に要する経費を縮減できるかということでございますが、18年から20年度までの3年間は456万円の指定管理料をいただいております。21年度は396万円で提案しており、年間約60万円の削減となっております。これは月5万円の減額です。以上の結果を踏まえて、次のページをお願いいたします。選定委員における審査結果及び総評でございます。有限会社産業開発公社は、次の点で優れていると認め評価いたしました。まず第1点でございますが、人員配置は適正な人員が確保されておるかということでございまして、業務執行体制も確保されているというふうに考えております。2番目の事業計画は、イベントの実施、PR、販路拡大などが提案され、意欲が認められる。3番目につきましては、施設の管理運営実態を熟知し、指定管理者としてスムーズな運営が図れるものと考えます。また、地元生産者、利用者へ優先的な取引の配慮がなされ、地域社会への貢献も期待できるものと考えております。5番目には、平成18年からの実績は、集客約6万が、6万6千という1割増ということでございまして、集客と売上を伸ばし、堅実で安定した経営を行なえとと考えております。

以上の評価を経て、町といたしましては指定管理者候補の決定で、選定委員会における審査の方法及び評価の内容が適切であると認め、審査結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、有限会社砥部町産業開発公社を指定管理者候補と決定することといたしました。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。11番、宮内光久君。

○11番（宮内光久） 1つお伺いします。前回の指定管理者制度が導入されて初めてということで、3年間やってもらいました。今回のこの随意契約ということで、1年間になりましたが、この前回の3年間、また今回の1年間の、この1年間というのはそういう法律かなんかがあるのか。前回と同じく3年間のあれがあるのか、そういうことを聞きたいのと、もう1点、総評のところですね、売上集客が伸びておると。また、売上から集客の方が伸びるおると、本当に素晴らしい指定管理者制度、砥部町の産業開発公社さんが素晴らしいと思いますが、これ、どうして1年間というその短い期間でやるのか、そこのところお答えいただきたいと思っております。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 宮内議員さんのご質問にお答えさせていただいたと思います。まず第1点目の、なぜ1年になったかということをごさいますて、指定管理者制度当初は公募させていただきました。3年間をお願いしておりました。いろいろと内容等につきましても産業建設常任委員会等でご審議いただきまして、もうちょっと見るべきところもあるんじゃないかと、接遇等々につきましてもご指摘をいただきまして、今回、指名するという方法を取らせていただいたものですから、1年程度で4年目と考えてほしいというようなご意見もございまして、そういう方法で1年と決めさせていただきました。また、売上につきましては平成17年度、これは指定管理者前なんですけれども、4,200万に対して、売上につきましては、18年度は5,400万、19年が約6千万というようなことで、集客人員も18年度では6万人、19年度では6万6千というような人に来ていただいて喜んでいただいているものと考えております。ただ、20年度につきましてはですね、エミフル等それから原油高騰というようなことでですね、多少人員が落ちておるんじゃないかと、今集計中でございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第4号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

~~~~~  
日程第2 議案第5号 砥部町坂村真民記念基金条例の制定について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第2議案第5号砥部町坂村真民記念基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第5号砥部町坂村真民記念基金条例の制定について。砥部町坂村真民記念基金条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、2枚目の下に書いておりますように、坂村真民氏の業績を永く後世に伝えるとともに、真民詩への親しみと理解を深めるための事業の財源に充てるため、提案するものである。

条例の内容としまして、第1条設置でございますが、坂村真民氏の業績を永く後世に伝えるとともに、真民詩への親しみと理解を深めるための事業の財源に充てるため、坂村真民記念基金を設置する。第2条積立てとしまして、基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。1号、趣旨に賛同して寄せられた寄附金額。2号、基金の運用から生ずる収益の額。3号、前2号に掲げるもののほか、予算で定める額。あと3条、4条、5条の管理運用等につきましては他の基金条例と同様でございますので、省略

させていただきます。続きまして第6条処分でございますが、基金は次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。1号、坂村真民記念館の建設及び管理運営に関する経費の財源に充てるとき。2号、真民詩への親しみと理解を深めるための事業に関する経費の財源に充てるとき。3号、その他町長が必要と認めるとき。第7条の委任につきましても他の条例と同様でございます。附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

ご審議の程よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 寄附についてのお尋ねをいたしますが、これは、現金で持ち込むというのも1つの方法、あるいは全国的に、あるいは外国からも振込される方もいらっしゃると思いますが、特別に郵便局の振込口座を求めて、この口座へ入れていただくと、入りますよという口座をお考えなのか、そこらあたりのお答えをいただきたらと思います。

○議長（西村良彰） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 三谷議員さんのご質問でございますが、口座等の関係でございますが、現在検討しておりますこととしましては、銀行と郵便局等へこの基金の目的に沿った口座を開設するというふうを考えております。あと、インターネット等を通じてその申し込みをお願いするような広報の仕方、また、全国に坂村真民氏の愛好家がたくさんいらっしゃいますので、坂村氏のご家族のご協力をいただきまして、全国へ発信していきたいと考えております。

○議長（西村良彰） 16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 振り込まれる金額にもよりますが、本音希望としては私どもの任期中くらいに散餅が行なわれる位な時期になるのかなと私は思っておりますが、お金のことですからね、早く集まることもありましようし、目標というものは、そうも私どもがこういう矢印もらってからでは遅いんで、できれば任期中くらいにやれるのか、そういうお気持ちならね、もう答弁要りませんから。私どももそういう気持ちでやってみたいと思いますので。

○議長（西村良彰） 中村町長。

○町長（中村剛志） せっかくこういう条例を作りますので、できるだけ早い機会に取り組みたいと思っております。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議で願

いします。

日程第3 議案第6号 砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長(西村良彰) 日程第3議案第6号砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西介護福祉課長。

○介護福祉課長(大西潤) 議案第6号砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてご説明申し上げます。砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。始めに、次のページの提案理由をご覧ください。提案理由につきましては、介護従事者の処遇改善を図るといふ平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、今回、国の特別対策といたしまして、被保険者の負担を軽減する介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付され、これを適正に管理するために各市町村は平成20年度中に基金を設置しなければならないこととなり、今議会に提案するものでございます。

前のページへお戻りください。条文についてご説明申し上げます。第1条につきましては、設置の目的でございます。介護従事者の処遇改善を図るといふ平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金、以下「基金」といいます、を設置するものでございます。第2条は基金の額でございます。基金として積み立てる額は、砥部町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。第3条につきましては、基金の管理についてうたっております。第4条は基金の運用益の処理についてうたっております。第5条は財政上必要があると認められた時の繰替運用についてうたっております。第6条は処分についてでございます。基金は次に掲げる場合に限り、これを処分することができる。第1号、砥部町が行なう介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合。第2号、前号の介護保険料の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課・徴収に係る電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合でございます。第7条につきましては委任でございます、この条例の執行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。附則、施行期日。第1項、この条例は公布の日から施行する。この条例の失効でございますが、第2項、この条例は平成24年3月31日限りその効力を失う。その場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を介護保険事業特別会計予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上で、議案第6号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第6号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思いません。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第6号は、厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。



日程第4 議案第7号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第9号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第4議案第7号から日程第6議案第9号までの一般職員等の勤務時間の改定についての3件を一括議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 議案第7号から9号まで、一括でご説明させていただきます。議案第7号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、愛媛県人事委員会の報告にかんがみ、一般職の職員の勤務時間について、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するため、提案するものでございます。改定の内容につきましては、1日15分勤務時間が短縮されるということでございます。新旧対照表の方で内容を説明させていただきたいと思えます。まず1ページ目にありますように、1週間「40時間」が、「38時間45分」というふうになります。それに合わせまして3号から5号まで時間の短縮があるわけでございますが、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等の勤務時間につきまして、1日15分短くなるということでございますので、それに合わせまして、同じ比率で短縮をしたものでございます。「16時間」が「15時間30分」。「32時間」が「31時間」。あと「40時間」が「38時間45分」というふうになるもので

ございます。裏の2ページにいきまして、「16時間」が「15時間30分」、「32時間」が「31時間」と。週休日の割り振りでございますが、これも「8時間」が「7時間45分」というふうに時間の短縮がございます。

続きまして議案第8号でございますが、砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。これにつきましても議案第7号の改正に伴いまして、育児休業等に関する条例の一部が変わります。提案理由に書いてありますように、育児短時間勤務職員の勤務時間を改定するものでございます。これも新旧対照表で説明をさせていただきます。「20時間、24時間又は25時間」この3つの時間の区分が、「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」と4つの区分に変わっております。これにつきましては、育児短時間勤務の4通りの勤務体系がございまして、現在1日4時間で週20時間というのと、1日5時間で25時間。週3日で24時間、週2日半で20時間と、この4つの勤務体系があるわけですが、それを15分短縮の率で換算しますと4つの区分に分かれるというものでございます。

続きまして議案第9号、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について。これにつきましても先程の7号の改正に準じまして、40時間が38時間45分、8時間が7時間45分と変わるものでございます。それに合わせまして、第18条の3の部分でございますが、医療職、給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の額を改定するものでございます。これにつきましても、民間病院や独立行政法人に勤務する医師の給与を現在大きく下回っておりますので、今回若手中堅医師の人材確保のためということで、国県等も初任給調整手当を改定したものでございます。その金額が「306,900円」を「410,900円」に改めたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第7号から議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第7号から議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

~~~~~  
日程第7 議案第10号 砥部町税条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第7議案第10号砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉） 議案第10号砥部町税条例の一部改正について。砥部町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。今回の改正でございますが、平成20年度の税制改正によりまして、個人住民税にかかる寄附金控除の対象範囲が拡充されたことに伴いまして、寄附文化を促進させるために、所得税の寄附金控除の対象となるもののうち、主たる事務所を愛媛県内に有する法人又は団体に対する寄附金について定めるものでございます。具体的には、教育文化及び社会福祉等に貢献する法人又は団体に対する寄附金でございます。また、奨学金の支給や科学の振興のための助成を目的とする信託財産への寄附金についても対象とするものでございます。附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。提案理由、個人の町民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金について定めるため、提案するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長（西村良彰）説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一）あまりよく分かりませんが、砥部町の場合、これ何か簡単に分かりやすく言えば、何かあるんですか。

○議長（西村良彰）武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉）井上議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町の場合ですね、社会福祉法人でみなみ会、砥部の寿会オレンジ荘ですかね、砥部の社会福祉協議会、広田総津の紅寿会、以上が今のところ対象となっております。以上です。

○議長（西村良彰）16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好）この特定寄附金とみなされるものを含むというのは、特定というのは香典返しも、そういうものも含まれるのか、あるいはこの条例の改正をすることによってですね、おおむね寄附金の控除対象になるもんがどれくらいあるんでしょうかね。今までの、改正するんですから今まであったんでしょ。その似たようなもんは。対象者になった方はどのくらいいらっしゃいますか。すぐ分からなければいいですよ、後でも。

○議長（西村良彰）武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉）三谷議員さんのご質問にお答えいたします。香典返しで皆さんが社会福祉協議会へ寄附されております。それも今までも対象になっておったわけなんですけど、今までは、10万円以上が対象になりまして、それ以上分についても税額控除ではなくて、所得控除でやっておりました。それで、今回の、今、申告しよりますけれども、今回から適用になるわけですが、砥部町の社会福祉協議会からは大体10名程度の方が申請に来られております。以上です。

○議長（西村良彰）質疑を終わります。

おはかりします。議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

日程第8 議案第11号 砥部町手数料条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第8議案第11号砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） それでは議案第11号についてご説明を申し上げます。砥部町手数料条例の一部改正について。砥部町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由についてご説明申し上げます。租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する事務が、愛媛県から砥部町に委譲されることに伴い、造成宅地面積1千平方メートル以上の認定申請手数料を定めるため、提案するものでございます。内容につきましては、新旧対照表でお願いいたします。2条でございますが、2条の30、現行でございますが、「優良宅地造成認定申請手数料86,000円」というのがございます。改正案につきましては8段階の手数料段階があるということでございます。これは愛媛県から砥部町へ権利が委譲されたものでございまして、各段階の申請が砥部町に指定されますので、申請により手数料を徴収することができます。ただ、優良宅地といいまして、あまり利用がないというようなことを聞いております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。12番、井上洋一君。

○12番（井上洋一） ほんと分かりにくいんですが、これ砥部町で、これ何か関係するところあるんですか。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 井上議員さんのご質問にお答えいたします。砥部町に対して開発申請があった場合にですね、来られるものでございまして、その1千平方メートル以下の分については従来通り砥部町で申請を行なっておるわけなんですけど、今年4月1日からはですね、1万平方メートルでもですね、砥部町で扱えるということございまして、これは優良宅地認定をするということございまして、新規に申請があった場合に1千平方メートル以下については従来通り砥部町で扱っておるわけなんですけど、今回の愛媛県から砥部町に権限委譲によりまして、1万平方メートルでも取り扱えるような申請を受け付けることができるというようなことになったわけでございます。以上で終わらせていただきます。

○議長（西村良彰） 12番。井上洋一君。

○12番（井上洋一） 課長、今、言い間違えておるんじゃないんですか。1千平方

メートル以上の場合じゃないんですか。今までは、1千平方メートル以内は一緒に、1千平方メートル以上が今回砥部町に委譲されたということでしょうかね。私もよく分からないんですが、質問している本人も。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 失礼します。すみません。こちらの方の新旧対照表でございますが、30の優良宅地認定申請手数料の現行でございますが、これは現行につきましては1千平方メートル以下でございます。今度新しく右の方にですね、1千平方メートル以上3千平方メートル未満13万円とかいうような、新しい段階ができたのは県からの委譲されたものでございます。よろしいでしょうか。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第11号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第11号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いいたします。



日程第9 議案第12号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務文教常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第9議案第12号砥部町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） それでは議案第12号につきましてご説明申し上げます。砥部町学校給食センター条例の一部改正について。砥部町学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。砥部町学校給食センター条例の一部を改正する条例。砥部町学校給食センター条例の一部を次のように改正する。第13条第1項中「第6条」を「第11条」に改める。附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。提案理由でございますが、学校給食法の一部が改正され、平成21年4月1日から施行されることに伴いまして、同法を引用する条項を改める必要が生じたため、提案するものでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。おはかりします。議案第12号は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第12号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いいたします。



日程第10 議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正  
について

（説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第10議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。次のページの提案理由をご覧ください。提案理由につきましては、事業名称を分かりやすい名称に変更すること、そして国庫及び県費補助が廃止されたことにより、国県補助要綱に定められた基準額についての利用者負担金を独自に設定することで、収入に応じた利用者の負担の適正化を図るため、提案するものでございます。前のページへお戻りください。砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部を次のように改める。別表中におきまして、事業名、地域ケア体制整備事業。利用者の負担額でございしますが、1番上の欄に記入している生活保護法による被保護世帯年額0円から一番下の欄の生計中心者の前年所得税課税年額が14万1円以上の世帯年額52,920円までの7つの段階を、次のページをご覧ください。事業名を緊急通報装置設置事業に改め、利用者負担額を上欄の生活保護による被保護世帯年額0円から一番下の欄の町民税課税世帯年額6千円までの4つの段階に改めるものでございます。附則、この条例は平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番、三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 度々すみません。0円からですね、6千円までの各段階に該当者が前年度税制の税金の対象者、納税対象者でよろしいですが、何世帯くらいおられるかお願いいたします。

○議長（西村良彰） 大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。第2段階の



年額1,200円のところが55件で、後はございません。よろしいでしょうか。以上で終わります。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第13号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議で願います。



### 日程第11 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生常任委員会付託）

○議長（西村良彰） 日程第11議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。砥部町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。次のページの提案理由をご覧ください。提案理由につきましては介護保険法施行令の一部が改正されたこと及び平成21年度から介護保険料率を改正するため、提案するものであります。今回の介護保険料の改正につきましては、国からの通達によりまして、まず、第3期平成18年から20年度までの3年間の保険給付費実績を踏まえて、第4期平成21年から23年度までの3年間の高齢者人口や介護認定者数、介護サービスの利用料を推計して、保険料を改正することとなっております。この本則につきましては、そのままでございますが、これにかかわらず特例といたしまして、実際に適用する保険料につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例交付金の充当により、附則第4項の規定を適用するため、保険料は第3期と同額で、値上げをございません。前のページへお戻りください。条文の改正について説明いたします。砥部町介護保険条例の一部を次のように改正する。まず、本則の改正でございます。第4条中、「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度まで」に改め、同条第1号及び第2号中「29,300円」を「29,700円」に改め、同条第3号中「44,000円」を「44,600円」に改め、同条第4号中「58,600円」を「59,400円」に改め、同条第5号中「73,300円」を「74,300円」に改め、同条第6号中「87,900円」を「89,100円」に改めるものでございます。

附則、施行期日でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行する。適用区分について、第2項、この条例による改正後の砥部町介護保険条例第4条の規定並びに次項及び第4項の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料について適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。続きまして、

平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例でございます。第3項、令附則第9条これは介護保険法の施行令でございます。9条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの保険料率は、第4条の規定にかかわらず、51,700円とする。第4項平成21年度から平成23年度までにおける保険料率は、第4条及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。特例の適用により第3期の保険料と同額となっております。次のページをご覧ください。第1号から第6号まで令第38条第1項でございますが、これにつきましては介護保険法施行令の保険料の算定に関する基準をうたっております。そして、第1号から6号のそれぞれ1号、2号、6号とありますが、これは所得の状況に応じた区分でございます。ですから、第1号につきましては、第1号に掲げる者29,300円、これは第1段階の対象者となります。第2号、第2号に掲げる者29,300円、第2段階の対象者となります。第3号、第3号に掲げる者44,000円、第3段階の対象者でございます。第4号、第4号に掲げる者は58,600円、第4段階でこれが基準額でございます。第5号、第5号に掲げる者73,300円、第5段階でございます。第5号、これにつきましては令附則第9条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者51,000円、これは今回の施行令の改正で、第4期におきましては保険料負担段階の第4段階で公的年金等収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の者について保険料率の軽減をできることとすとなっております。これは21年度から23年度の特例で規定しております。

以上で、議案第14号の説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第14号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第12 議案第15号 砥部町国民健康保険診療所条例の廃止について

(説明、質疑、厚生常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第12議案第15号砥部町国民健康保険診療所条例の廃止

についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。日浦保険健康課長。

○保険健康課長（日浦昭二） 議案第15号砥部町国民健康保険診療所条例の廃止について説明させていただきます。砥部町国民健康保険診療所条例を廃止する条例を次のように定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。提案理由でございますが、砥部町国民健康保険診療所の管理及び移管に係る業務を指定管理者に行なわせるため、平成20年9月議会でご議決をいただきました全部を改正した未施行の条例を廃止し、国民健康保険診療所の管理及び業務を引き続き砥部町が直営で行なうため提案するものでございます。砥部町国民健康保険診療所条例（平成20年砥部町条例第26号）は、廃止する。附則で、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上で、議案第15号の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

おはかりします。議案第15号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第15号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

ここで暫く休憩します。再開は10時40分の予定です。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

日程第13 議案第16号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第17号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算

（第3号）

日程第15 議案第18号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第19号 平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第20号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算

(第3号)

日程第18 議案第21号 平成20年度砥部町とべの館特別会計補正予算(第1号)

日程第19 議案第22号 平成20年度砥部町土地取得特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第23号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第24号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算(第3号)

(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長(西村良彰) 再開します。日程第13議案第16号から日程第21議案第24号までの平成20年度補正予算9件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○企画財政課長(松下行吉) 20年度補正予算9件につきまして、私の方から一括でご提案ご説明させていただきます。まず補正予算全体でございますが、お手元の方の補正予算概要の1ページをご覧ください。平成20年度3月補正予算の概要という冊子でございます。よろしいでしょうか。20年度の3月補正C欄をご覧ください。一般会計の補正でございますが、2億3,254万7千円、累計70億461万4千円で、前年度よりも4億5,900万ほど多くなっております。これにつきましては、国の二次補正に伴いまして前回6億ほど臨時で追加補正を行なっております。2月の臨時補正でございます。この分を除きますと、逆に1億4千万ほど少ない状況というふうになりますので、通常ベースで見ますと若干少ないというふうにご覧になっていただきたらと思います。次に、特別会計の方でございますが、2億3,926万円の減額。それから企業会計であります水道事業会計が増額の440万9千円でございます。合計では230万4千円の減額となっております。予算規模を総合計しますと、137億1,417万6千円でございます。前年同期と比べますと11億1,197万4千円の減少というふうになります。この要因でございますが、老人保健特別会計の所をご覧になっていただきたらと思いますけれども、F欄老人保健特別会計でございますが、19億4,410万7千円の減額となっております。このことが大きく要因となりまして、全体では減っておるといところでございます。それではそれぞれの会計の補正についてご説明させていただきます。ここからは補正予算書の方をご覧ください。いただきたらと思います。

まず、一般会計の補正予算書をお願いいたします。一般会計補正(第5号)の1ページをお願いいたします。議案第16号平成20年度砥部町の一般会計補正予算(第5号)は次に定めるところによる。第1条としまして、歳入歳出それぞれ2億3,254万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億461万4千

円とするものでございます。次に第2条として、繰越明許費でございますが、第2表に繰越明許費を定めております。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。3ページの方をご覧ください。まず歳出でございますが、ほとんどが事業等の清算によりまして減額補正となっております。増額のものとしましては、2款の総務費と13款の諸支出金が増となっております。まず2款の総務費でございますが、総務管理費が3,790万4千円の増でございます。これは県市町総合事務組合が退職手当の支給年度の調整を行なったことと、今回、勸奨退職をされます方の分の退職手当の追加分ということで、20年度の負担が増となっております。それから後、減の方は飛ばさせていただきまして、13款の諸支出金でございますが、基金費で財政調整基金への積立3億円と、それからその他の基金分10万円、計3億10万円を補正計上しております。財政調整基金は、20年度末で12億6千万円となります。この財源でございますが、概要の方にまとめておりますけれども、このページで言いますと、2ページの方をご覧になっていただいたらと思うんですけれども、13款と14款国と県の支出金を合計しまして1,061万2千円の減額、それからその他の特定財源となるものが、11款、12款、15款、16款、19款でございますが、合計いたしまして、296万3千円の減額でございます。一般財源がプラス2億4,612万2千円になりますが、それは9款地方交付税、1億2,611万3千円と、17款繰入金これは特別会計からの繰入金でございますが、9,275万7千円でございます。特別会計は老人保健特別会計から繰入れます。このことにつきましてはこの後、老人保健特別会計補正の際に触れさせていただきます。それから4ページの方をお願いいたします。繰越明許費でございますが、地方公共団体の予算は、単年度予算が原則でございますが、その年度内に事業の完了が見込めない場合、例外としまして、予算に繰越明許費として事業を計上することで、次年度に事業を繰越することができることとなっております。今回、2月の臨時補正に計上しました町道ガロ坂加治分線、町道中組三反地線の測量調査委託業務をご覧のとおり21年度に繰越します。一般会計につきましては以上のとおりでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計に移らせていただきます。補正予算書でございますが、平成20年度国民健康保険事業特別会計補正予算書(第3号)をご覧ください。1ページをお願いいたします。議案第17号平成20年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条としまして事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,556万5千円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,032万4千円とし、直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ551万4千円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,413万6千円とするものでございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。まず事業勘定でございますが、3ページをお開きください。事業勘定の歳出でございます。4,556万5千円の減額ですが、主なものは、2款の保険給付費、つまり医療見込みの方を減らしております。5,433万7千円を減額いたしております。それから、7款の共同事

業拠出金ですが、1, 160万8千円を追加しております。この共同事業は、1件30万円から80万円の高額な医療費に対して県内の国保保険者がお金を出し合って、資金を貯めておきまして、その分を高額医療費に伴う負担を緩和しようとするものでございまして、この増額によりまして、本町の20年度拠出総額は2億271万4千円となります。この財源でございますが、2ページをご覧ください。3款国庫支出金が減額の6, 115万9千円、4款の療養給付費等交付金がプラスの400万、県支出金がプラスの22万4千円、共同事業拠出金がプラスの1, 160万8千円、繰入金はマイナスの23万8千円でございます。続きまして、直営診療所の方に移らせていただきます。5ページをお願いいたします。歳出でございますが、総額551万4千円の減額でございます。主なものは、2款医業費で医薬品購入費用と歯科技工の委託費の減額によるものでございます。歳入については、4ページのとおりでございます。以上で国民健康保険事業特別会計を終わらせていただきます。

続きまして、老人保健特別会計に移らせていただきます。補正予算書の方をお願いいたします。1ページをご覧ください。議案第18号平成20年度砥部町の老人保健特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ1億2, 513万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4, 864万円とする。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。1款総務費の2, 725万2千円の増額でございますが、一般会計への繰出金を計上いたしております。どういうことかと申しますと、19年度でございますが、一般会計から繰出金を予算額いっぱいまで使っておりました。本来国県が負担すべきものを町の一般財源を充てておりましたので、今回19年度分国県等の負担が確定しましたので、町が負担しすぎておりました2, 725万2千円を繰出金として一般会計に戻すものでございます。次に2款医療諸費ですが、1億5, 238万9千円の減額でございます。老人医療は、20年度から後期高齢者医療制度に移行しました。20年度は2カ月分の医療費を見込んで予算化しておりましたが、このような事情で大幅な減少となっております。この財源につきましては、2ページのとおりでございます。4款他会計繰入金については、一般会計からの繰入金を1, 314万6千円減らすということになります。すべて減額となっております。老人保健特別会計については以上で終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計に移らせていただきます。予算書1ページをお願いいたします。議案第19号平成20年度砥部町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ754万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9, 506万7千円とする。それから第2条でございますが、繰越明許費、第2表に繰越明許費を定めてございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。広域連合納付金の保険基盤安定事業分が確定し、754万円を減額することといたしました。財源は、2ページのとおり一般会計繰入金を減額しております。4ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、繰越明許につきましては先ほどご説明させて

いただきましたが、後期高齢者医療特別会計におきましても、後期高齢者医療保険料軽減措置システム改修事業分222万6千円を21年度へ繰り越すこととさせていただきます。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、介護保険事業特別会計に移らせていただきます。介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の1ページをお願いいたします。議案第20号平成20年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,758万5千円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,349万2千円とし、介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4千円を減額して歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,314万4千円とするものでございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお願いいたします。まず2款の保険給付費でございますが、9,870万円の減額でございます。各事業の最終見込み額が減ったことによるものでございます。5款積立金でございますが、3,055万7千円の増額でございます。内訳は、介護保険事業運営基金への積み立てを1,756万9千円増額いたします。また、21年度から介護従事者の処遇改善を図るため、介護報酬の3%アップが見込まれるわけですが、このことによる保険料の上昇を抑えるため、国からの交付金を財源に介護従事者処遇改善臨時特例基金1,298万8千円を新たに造成いたします。諸支出金の20万円は、過年度保険料の還付でございます。財源でございますが、2ページをご覧ください。款で見ますとすべてが減額となっております。以上でございます。次に、介護サービス事業勘定を見ていただきたいと思っております。5ページをお願いいたします。5ページが歳出、4ページが歳入でございますが、これだけでは非常にわかりにくいと思っておりますが、内容としましては、介護サービス収入が50万円不足すると見込まれるため、一般会計から繰入金金を50万円増やし、財源組み替えをするというものでございます。介護保険特別会計につきましては以上でございます。

続いて、とべの館特別会計に移らせていただきます。とべの館特別会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。議案第21号平成20年度砥部町のとべの館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ900万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,655万5千円とするものでございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。これは、とべの館運営基金へ19年度決算剰余金899万4千円と利息1万円を積み立てるために増額補正するものでございます。以上でとべの館特別会計につきましては終わらせていただきます。

続きまして、土地取得特別会計に移らせていただきます。土地取得特別会計補正予算書（第1号）の1ページをお願いいたします。議案第22号平成20年度砥部町の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ8万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,929万5千円とするものでございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。

この土地取得特別会計につきましても、土地開発基金の利子が当初見込みより増えましたので、その分8万6千円を増額して、基金に積み立てるものでございます。土地取得特別会計につきましてもは以上でございます。

続きまして、公共下水道の方に移らせていただきます。公共下水道特別会計補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。議案第23号平成20年度砥部町の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出それぞれ299万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,511万9千円とするものでございます。第2条として繰越明許費を設定しております。第2表に繰越明許費を定めてございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開きください。1款公共下水道事業費の1項公共下水道事業費でございますが、人件費の増が19万6千円。町単独工事の増加分が279万9千円でございます。計299万9千円でございます。この財源につきましては、一般会計からの繰入金でまかなっております。公共下水道は、当初の事業の開始時期がずれ込んだため、毎年事業の繰越が起こっております。5ページの方をお願いいたします。繰越明許費でございます。公共下水道事業費を3億2,682万5千円繰越しいたします。内訳につきましては、補正予算の概要にも示しておりましたように処理場の工事分が2億4千万円。管渠敷設工事が8,682万5千円でございます。公共下水につきましてもは以上でございます。

最後に水道事業の補正でございます。水道事業会計補正予算（第3号）の1ページをご覧ください。議案第24号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）。第1条としまして、20年度砥部町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによる。第2条平成20年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入支出の予定額を次のとおり補正するというもので、収入合計をご覧ください。105万円を増額補正いたしまして、合計3億3,264万円といたします。次に、支出でございますが、支出合計のところをご覧ください。685万9千円を増額し、合計3億1,839万6千円とするものでございます。次のページをお願いいたします。第3条、予算第4条本文括弧中「不足する額1億9,767万2千円」を「不足する額1億9,285万2千円」に改め、「過年度分損益勘定留保資金1億8,267万2千円」を「過年度分損益勘定留保資金1億7,785万2千円」に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。収入の合計をご覧ください。237万円を増額し、計711万1千円といたします。支出は、支出合計をご覧ください。補正で245万円を減額し、合計1億9,996万3千円とするものでございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。

以上9件、早口で申し上げて申し訳ございませんが、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。



16番三谷喜好君。

○16番(三谷喜好) 補正の中で消防費の中で関連した質問をしたいと思いますが、お許し願えましょうか。

○議長(西村良彰) はい。

○16番(三谷喜好) ありがとうございます。お許しをいただきましたので、消防費の補正の中で関連した質問でございますが、昨日私どもに鳥瞰図を見せていただきました地域交流施設、広田村の施設でございますが、この際、この施設の中に、あるいは、この施設に関連したいわゆる広田村の消防署の支所の移転のお考えをいただいたらと思うのでございますが、一度総務委員会で支所を見ていただくとよくわかると思います。消防署。平成23年7月24日にはデジタル化をしなければならない。これは全国でございます。そうすると仮にあそこにデジタル化の施設をした。次にするとまたついのようなものを買わなければならない。それよりはやっぱり一つの、今この時期に庁舎も含めて、そして広田村の消防署が伊予郡の中見ていただいて、中山、双海見ていただいて、遜色ないのか。ついでに砥部の消防署も見ていただいて、これなら辛抱せいというのか、どの程度の消防署か見ていただいたらと思いますので。答弁としては、町長はそこらを含めて、せっかく地域交流センターをやりますので、ご案内のように消防署は24時間勤務でございますから、宿直しなくてもいわゆる勤務時間の中で見てもらえれば宿直もまずいらぬのではないかと、いろいろな利点があると思いますので、そこらあたり含めて、この際、せっかくでございますので、そんな大きなお金はいらぬのですよ。お考えをいただいたらと思います。これは広田の皆さんのご意見を集約した中でしたものでしょうけれども、実際そこまでは地域の人はわからないと思うんです。ぜひこれは、この際考えてあげるべきではないのかなと、そして、将来、広域になります。愛媛県3つにしますと言いますが、広域になってくると、砥部町は事務委託ですね。お金出すだけで、口は出せんのです。そうするとどうしても、遠方のそういう所では、ここでカバーしなさい、ここからカバーしなさいというようになってくる。そうすると将来、高齢化していく広田の方の安心、安全という点から、2、3千万いるかもしれないけれども、英断をして、この際、一緒にその施設の近辺に建ててあげることがベターでないのかと思います。関連した質問お許しいただきありがとうございます。町長お願いします。

○議長(西村良彰) 中村町長。

○町長(中村剛志) ただ今、三谷議員さんからご質問いただきました。広田の消防署の建て替えについては、今まで全然考えておりませんでしたので、この件については、現場を見させていただいて、また検討させていただいたらと思います。よろしくお願いします。

○議長(西村良彰) 12番井上洋一君。

○12番(井上洋一) この一般会計補正予算の4ページの繰越明許が載っておりますが、総務費で定額給付金3億6千万円ですかね、今回の決まった分の定額給付金に関する経費がこれだけいるということですよ、そう理解しておっていいんですか

ね。

○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 井上議員のご質問にお答えします。給付と事務費すべて合わせてその額でございます。それを21年度へ繰り越させていただきます。ただし、20年度、今も作業を続けておりますので、印刷費であるとか支払うべきものは20年度中に支払います。繰越明許費と申しますのは、いったんそこでかけますが、この形で全額かけてございますが、6月補正の段階で清算といいますか、再計算をいたしまして、ご報告するという形になりますので、今現在はその3億6千万を繰り越す形にしておりますけれども、最終的には次の6月議会でその結果をご報告するという形になります。そのようにご理解いただけたらと思います。

○議長（西村良彰） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） その関連なんですが、概略で結構なんですが、国の方からいただける定額給付金の額とそれにかかわる経費ですよ、概略で結構です。お答え願える範囲でお願いします。

○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） ちょっと時間をください。

○議長（西村良彰） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 手間取らせませんが、合わせて内訳わかるようでしたら例の2万円と1万2千円の分がありますので、65歳以上の部分と18歳以下の部分、分かる範囲で結構です。後ほどで結構ですので、合わせてお願いします。

○議長（西村良彰） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 関連してお尋ねをするんですが、受け取る資格は2月1日ですが、妊婦の場合は、2月1日に妊娠したからといってすぐには分かりませんし、触診するわけにはいかないわけですが、妊婦の場合で該当するのは何カ月からでしょうか。

○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 定額給付金に関するご質問ですが、2月1日の住民基本台帳に記載されている方になりますので、お生まれが2月1日でなければ対象にはなりません。例えば、出生届けが2月の10日に2月1日に生まれましてとお届けをいただきましたら、その方は対象になります。ただし、おなかの中にいるだけでは対象とはなりません。失礼します。

○議長（西村良彰） 12番井上洋一君。

○12番（井上洋一） 度々すいませんが、職員手当の3千万円ほどの増額が出ておりますが、結局今回の退職手当負担金がほとんどだろうと思いますが、他にありますか。

○議長（西村良彰） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 井上議員のご質問にお答えいたします。今回、退職手当等の組合への負担金が3,373万8千円ということで、それがメインとなりますが、

その内訳としましては、本年度は、当初支払った金額の12分の1を追加で出すという部分と、勸奨に伴います退職手当の支給で特別負担金というのが、2,100万位と、その両方を足して3千万円ほどの数字になっております。

○議長（西村良彰） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 関連した質問になりますが、消防等においては、伊予市の消防組合では勸奨は適用しないということになっておりますが、砥部町は今後何年位まで勸奨、いわゆる退職者に対する勸奨を行う予定でございますか。

○議長（西村良彰） 原田総務課長。

○総務課長（原田公夫） 三谷議員さんの質問ですが、機構改革に合わせまして勸奨の募集をした訳で、今後のところについては、当面考えておりません。以上です。

○議長（西村良彰） 1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 教育費のところで、すでに4,500万小学校のデジタル化の事業に使いますということで出されておりますが、一つは小学校の具体的に、例えば、何教室あって、そこで何台とか、例えば教室に何台だとかそういう明細が知りたいということが一点目と後、小学校以外の学校施設等、例えば中学校ですね、こういう所は今後どうなるのか、それについてご質問したいと思います。

○議長（西村良彰） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。小学校の地上デジタル対応事業でございますが、テレビの購入台数は122台でございます。内訳としまして、麻生小学校で32台、宮内が24台、砥部小が25台、玉谷が11台、広田が13台、高市が11台、そして職員室、校長室等が、先ほど申し上げました数字は教室の分でございます。校長室や職員室が追加をされます。合わせまして122台でございます。それと、今回は小学校の地上デジタル化を予算計上させていただいた訳でございますが、中学校につきましては、改築等の問題もありますので、それと併せて一緒に検討をしたいと考えております。以上です。

○議長（西村良彰） 松下企画財政課長。

○企画財政課長（松下行吉） 遅くなって申し訳ございません。井上議員さんのご質問でございますが、給付の見込み額は、3億4,608万8千円でございます。事務費が1,530万9千円となっております。内訳でございますが、住基の掲載の方で、18歳以下の方、3,942人、65歳以上の方、5,131人でございます。それから、19歳から64歳の方、1万3,654人でございます。それから、外国人の方でございますが、18歳以下が6人、19歳から64歳の方が55人でございます。65歳以上はおりません。以上のとおりです。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第16号から議案第24号までの平成20年度補正予算9件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり。〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第16号から議案第24号までの平成20年度補正予算9件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

ここで、昼食のため休憩します。再開は午後1時10分の予定です。

午前 11時24分 休憩  
午後 1時10分 再開



- 日程第22 議案第25号 平成21年度砥部町一般会計予算
- 日程第23 議案第26号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 平成21年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 平成21年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第28 議案第31号 平成21年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第29 議案第32号 平成21年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算
- 日程第30 議案第33号 平成21年度砥部町奨学資金特別会計予算
- 日程第31 議案第34号 平成21年度砥部町土地取得特別会計予算
- 日程第32 議案第35号 平成21年度砥部町公共下水道特別会計予算
- 日程第33 議案第36号 平成21年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第34 議案第37号 平成21年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第35 議案第38号 平成21年度砥部町水道事業会計予算  
(説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（西村良彰） 日程第22議案第25号から日程第35議案第38号までの平成21年度当初予算14件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下企画財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） それでは、21年度当初予算について私の方から一括でご説明させていただきます。まず全体でございますが、お手元の方にお配りしております21年度当初予算の概要の1ページをお願いいたします。21年度A欄にございますように一般会計61億388万6千円でございます。今回の予算編成につきましては、議員の皆様と町長さんの選挙を挟みましてので一般会計では政策的な経費を補正に回す骨格予算としております。しかし、継続事業なっておりました地域間交流施設の本体が21年度になったことなどもございまして、当初よりも若干増えるというような結果になっております。それから、特別会計でございますが、総額が61億7,597万2千円、それから公営企業会計であります水道事業会計が4億3,949万円でございます、合計127億1,934万8千円となっております。昨年と比べますと、2億361万1千円の減ということでございます。一般会計と公共下水道の特別会計の方では増となっております訳でございますが、その他老人保健特別会計などの減がございまして、トータルで見ますと2億ほどの減というような形になっております。それでは、各予算の説明の方に入らせていただきます。

まず21年度一般会計の当初予算の方をお願いいたします。1ページをご覧ください。議案第25号平成21年度砥部町の一般会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ61億388万6千円と定める。第2条債務負担行為でございますが、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。第3条地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。ここで、6ページをお願いいたします。何回か申しておりますが、私ども自治体の会計は、単年度を原則としております。しかし、例外として年度を超えた事業などがありまして、その場合は、予算書にその手続きをとることによって、年度を超えた契約ができることとなっております。この債務負担行為の設定もその一つでございます。21年度は、第2表の債務負担行為にありますように、広田地区3小学校のパーソナルコンピューター及びソフトウェア借上料に対する債務負担、22年度から26年度までで、3,307万5千円を限度額としております。それから、庁舎のカラー印刷機借上料、これが22年度から25年度までで、限度額を480万円としております。それから、地方債の方、7ページをご覧ください。地方債、町債とも言うわけですが、この発行については、将来負担が伴いますので、これについても予算の一項目として議決をいただかなければ発行することはできません。まず、合併特例債を2,960万円、過疎対策事業債を1億7,300万円、臨時財政対策債1億5千万円、合計3億5,260万円でございます。起債の方法は、借入先としては、政府、銀行、その他でございます。借入方法としては、証書借入と証券発行という形があるのですけれ

ども、現在のところ証書借入れでほとんどをやっています。利率は年5%以内ということ見ております。償還の方法については、ここにあるとおりでございます。以上のとおりです。1ページにお戻りください。次に第4条でございますが、一時借入金でございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高限度額は、10億円と定める。次に第5条歳出予算の流用でございます。地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当及び共済費、(賃金に係る共済費を除きます。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。従いまして、款を越える流用ということとはできません。21年3月6日提出砥部町長中村剛志。歳入歳出の内容について少し説明を加えさせていただきます。一般会計につきましては当初予算の概要の方にまとめさせていただいておりますので、申し訳ございませんがもう一度21年度当初予算概要の方をお願いいたします。7ページをお願いいたします。21年度当初予算の概要と表紙に書かれている分の7ページでございます。まず、一般会計の歳入でございますが、町税、交付税等、分担金・負担金・使用料等、それから国県支出金、町債、その他にくくってございます。町税については5,653万6千円の減少、約1.4ポイントの減ということになります。それと、その他というところの項目が1億5,235万3千円の減額となっております。その他は増額の見込みとしております。そのうち交付税のところは約1億3,800万と大幅な増加見込みとなっております。この要因でございますが、まず町税の方につきましては町長の施政方針にもありましたように、景気後退に伴う法人税の減少、それから評価替えに伴う固定資産税の減少が原因でございます。その他のところにつきましては、20年度からの繰越金を1億3千万ほど減で見込んだことによります。交付税のところの増でございますが、普通交付税を20年度の実績約22億8千万ございましたが、これをベースに見込みました。その結果、予算上の計上額の比較では7パーセントの増加見込みとなっております。次に町債ですが、12月のおりに議員の皆さんに目標値と指名しておりました数値が3億5,000万円ございました。若干増えまして、3億5,260万円としております。20年度より5,770万の増となっております。これについて少し内容をご説明いたします。10ページをお願いいたします。この表にありますように、町債を充当する事業でございますが、八倉地区の町道浄化センター線、これが合併特例債でございます。予定額を2,190万円。それから町道八倉田ノ浦線の改良で同じく合併特例債470万円。広田小学校体育館の補強・改修、これは旧広田中学校の体育館でございますが、合併特例債で300万円。広田地区地域間交流施設の方に過疎債を1億7,100万円。それから消防団の12分団の消防車両の購入に200万円、これも過疎債でございます。それと一般財源として使用する起債として、臨時財政対策債を1億5,000万円見込んでございます。以上のとおりでございます。続きまして歳出でございますが、11ページをご覧ください。まず目的別ということで、これは予算書の款の集計でございますけれども、前年と比較をして

おります。10款の教育費が2億4,700万円。約3.9ポイントの増加となっております。教育費につきましては、今までも大きなウェイトを占めておりましたが、21年度は地域間交流施設の本体工事がありまして、大幅増となっております。昨日三谷議員からご質問がありました維持費でございますが、ここでお答えしてもよろしいでしょうか。地域間交流施設の維持費の見込みでございますが、年360日程度の運営として500万程度であろうと見込んでございます。それから、教育とは逆に8款土木費が減っております。骨格予算であったこと、それとこの2月に町道舗装を中心とした改修を臨時補正ということで、計上いたしております。その関係で7,400万円の減となっております。それから14ページをお開きください。この予算を性質別で分析しますとこの表のような形となります。ここで21年度の義務的経費でございますが、C欄を見ていただくと分かるように、差引すべて減少しております。ということは、20年度より柔軟性が増したと見ていただけたらと思います。義務的経費が減少して、投資的経費が増えたというような形になっております。今まで非常に投資というのが当予算では少ない状態でしたが、これから徐々に大型のものが出てまいって、かなり投資の部分が増えるというふうな予測になっております。一般会計については以上でございます。

それでは国民健康保険特別会計に移させていただきます。ここからは予算書の方で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算書の方をお出しく下さい。1ページをお願いいたします。議案第26号、平成21年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ事業勘定でございますが、22億3,932万5千円。直営診療所勘定、1億2,868万6千円でございます。国民健康保険については従来の保険給付を中心とする事業勘定と、広田地区にございます診療所の予算であります直営診療所施設勘定がございます。この2つを1つの予算の中に入れ込んでおります。それから、一時借入金でございますが、第2条でございます。一時借入金の借り入れの最高額は事業勘定で1億5千万円。直営診療所勘定2千万円と定めております。歳出予算の流用でございますが、(1)のとおり保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。それから、(2)各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を可能としております。平成21年度3月6日提出、砥部町長中村剛志。内容について若干触れさせていただきます。12ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございますが、款の増減前年対比を見るためにこのページにさせていただきます。当初予算額22億3,932万5千円。対20年度1億1,050万7千円の減少でございます。医療費の見込額である2款保険給付費が20年度より6,908万2千円減少しております。医療費の見込みは非常に立てにくいわけですが、20年度の状況をベースに見直した結果、大幅な減少として見込むことにいたしました。あと、5款の老人保健拠出金と6款介護納付金がそれぞれ2,800万円。2,500万円の減少で見込んでおります。この財源

でございますが、10ページをお願いいたします。1款の保険税は昨年並みで見込んでおります。4款療養給付金等交付金は退職者医療の療養給付金でございますが、1億140万円の大幅減と見込んでおります。20年度から退職者の対象が65歳未満となっております。21年度予算では、20年度の実績から療養給付金を大幅に減らしております。9款の繰入金でございますが、一般会計からの繰入と、国保財政調整基金の取崩しでございます。一般会計の繰入は、1億2,000万円。基金の繰入は9,000万円で計上しております。

次に直営診療所施設勘定の方に移らせて頂きます。直営診療所施設勘定ですが、21年度も引き続き町の直営で行ないます。予算についてもその形で計上しております。飛びますが44ページをお願いいたします。44ページの歳出でございますが、1億2,868万6千円のうち、6,217万6千円が医業費でして、医薬品の購入費などの減少がありまして、対20年度より270万ほど減で予算化しております。これらの財源でございますが、前の42ページをご覧になって頂いたらと思います。1款の診療収入を若干減少で見込んでおります。また、8款繰入金は一般会計からの繰入れが3,530万円、昨年より50万円増で見込んでございます。国民健康保険特別会計については以上でございます。

次に老人保健特別会計に移させて頂きます。老人保健特別会計の当初予算書をお願い致します。1ページでございます。議案第27号平成21年度砥部町の老人保健特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ756万円と定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。老人医療につきましては、老人保健特別会計のところから後期高齢者医療特別会計の方に移行しております。従来の老人保健特別会計でございますが、財務整理のような形になっておりまして、初めに申しましたように、予算額は大幅に減少しております。3ページをご覧ください。歳出でございますが、総務費16万円と医療諸費740万円でございます。財源については、2ページの通りでございます。老人保健特別会計は以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、後期高齢者医療特別会計当初予算をお願い致します。1ページをお願いいたします。議案第28号平成21年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億311万8千円と定めるものでございます。後期高齢者医療特別会計でございますが、これは老人保健特別会計に変わるものでありますが、対象者の保険料や町の一般会計が負担する事務費などを受け入れて、県の広域連合に納めることが主となっております。医療費を支払っておりました従来の老人保健特別会計とは大きな違いがございますので、ご了解頂いたらと思います。3ページをお願いいたします。1款総務費が1,264万3千円。2款後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,947万4千円で主を占めております。諸支出金、予備費を計上しております。ご覧の通り、広域連合納付金が主でございます。この財源でございますが、2ページをご覧ください。1款の後期高齢者医療保険料が1億3,984万4千円、



それから一般会計からの繰入金、3款でございますが、6, 326万9千円が主なものとなっております。後期高齢者医療につきましては以上のとおりでございます。

次に介護保険の方に移らせて頂きます。介護保険の特別会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。この会計につきましても国保会計と同様に2つの大きな会計の区分に分かれます。保険事業勘定と介護サービス事業勘定という2つに分かれます。では、議案第29号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ保険事業勘定16億7,921万8千円。介護サービス事業勘定3,598万3千円と定める。第2条として一時借入金の限度額ですが、保険事業勘定は1億円、介護サービス事業勘定は200万円と定めるものでございます。それから第3条として予算の流用でございますが、(1)にありますように、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内での経費の各項の款の流用を可能としております。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。

それでは、保険事業勘定の歳出でございますが、3ページをお開きください。介護保険は第4期21年度から23年度までの事業計画に入ります。21年度予算はこの第4期事業計画の標準給付を基本に作成されております。なお、介護報酬が3%アップで会計される見込みでございますが、介護保険事業運営基金を活用することで3期と同額とすることとしております。1款総務費が2,321万1千円。2款保険給付費16億278万1千円。4款地域支援事業費が5,064万9千円。あと積立金、公債費、諸支出金でございます。諸支出金の246万6千円は過年度の保険料の還付金と介護保険財政安定化基金償還金226万6千円でございます。この財源でございますが、2ページの通りでございます。このうち、7款の繰入金でございますが、一般会計からの繰入が2億3,133万3千円と介護保険事業運営基金の取崩し、これが3,111万8千円でございます。当初の段階では20年の3月補正の方で積み上げておりました介護従事者処遇改善臨時特例基金は財源とはしておりません。次に介護サービス事業勘定でございますが、5ページをお願いいたします。歳出でございます。2款サービス事業費、これが3,597万1千円でございます。サービス事業勘定のうち広寿会に委託している通所介護、いわゆるデイサービス事業が2,891万円。それと、地域包括支援センターが行なう介護サービス事業でございますケアプランの作成、これが706万1千円で構成されております。この財源につきましては4ページのとおりに、介護サービス収入3,537万2千円が中心でございます。介護保険事業特別会計は以上でございます。

次にとべの館特別会計です。当初予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第30号、平成21年度砥部町のとべの館特別会計予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ3,899万9千円と定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。町の観光宣伝の拠点として砥部動物園内にとべの館を置いております。特産品の販売や情報発信をしております。このとべの館は売店収入で運営しております。2ページをお開きください。歳入の方からでございます。

すが、1款の売店収入、3,839万8千円が主なものでございます。この収入で運営をいたしております。歳出の方は3ページをご覧ください。館運営費3,849万9千円が主でございます。このうち売店商品の仕入れ代、これが3千万円を計上いたしております。それから、21年度につきましては空調設備の改修工事を予定しております。とべの館につきましては以上でございます。

次にとべ温泉特別会計に移らせて頂きます。予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第31号、平成21年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ5,243万6千円と定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。2ページをお開きください。とべ温泉につきましても、入浴料等の事業収入で賄っております。1款事業収入4,200万円と繰越金等の998万1千円、このようなものでございます。3ページの歳出をご覧ください。温泉の運営費として5,235万1千円を計上しております。21年度、このとべ温泉の方でも空調設備の改修工事を予定いたしております。とべ温泉については以上でございます。

次に梅野奨学資金特別会計ですが、当初予算の1ページをご覧ください。議案第32号、平成21年度砥部町の梅野奨学資金特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ319万円と定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。梅野奨学資金特別会計では、梅野奨学基金を財源に、1人当たり月1万6千円の奨学金と、入学一時金として6万円を給付しております。21年度は入学一時金5名分と、奨学金15名分を予定して計上しております。梅野奨学資金特別会計については以上でございます。

続きまして、奨学資金特別会計の方をお願いいたします。予算書の方をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第33号、平成21年度砥部町の奨学資金特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ198万1千円と定める。平成21年度3月6日提出、砥部町長中村剛志。奨学資金特別会計では、奨学基金を財源に広田地区の高校生・大学生を対象に奨学資金を貸与しております。21年度は6名分、190万円を予定しております。それで計上しております。奨学資金については以上でございます。

続きまして、土地取得特別会計の方をご用意ください。土地取得特別会計予算書の1ページをお願いいたします。議案第34号、平成21年度砥部町の土地取得特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ2億6,719万9千円と定める。一時借入金、第2条でございますが、借入金の最高限度額は2億円と定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。土地取得特別会計では公共下水道の処理場用地を先行取得して、それを18年度から4カ年で下水道特別会計に売却し、売却収入を財源に処理場用地取得時に発行した町債の償還をしております。21年度が、この償還は最終年度となります。2ページをご覧ください。1款財産収入、2億6,718万8千円のうち、2億6,643万2千円が残り用地を公共下水道特別会計に売却して得る収入でございます。この収入を財源に3ページの方の3款公債

費1億7,006万円で公債費を償還しまして、2款諸支出金の9,712万9千円のうち、9,637万3千円をふるさと創生基金に積み上げることとしております。土地取得特別会計につきましては以上でございます。

続きまして、公共下水道特別会計でございます。予算書の1ページをお願いいたします。議案第35号、平成21年度砥部町の公共下水道特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ13億9,006万3千円と定める。第2条地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は第2表地方債によるということで、4ページをご覧ください。第2表地方債でございます。起債の目的は、公共下水道事業。限度額は5億9,850万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同じでございます。申し訳ございませんが、1ページの方にお戻りください。一時借入金でございますが、第3条、一時借入金の借入れの最高限度額は10億円と定めるものでございます。21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。3ページをお開きください。1款公共下水道事業費、このうち浄化センター用地の買戻しも含めまして9億6,600万円。管渠及び面整備が3億6千万円。あと約4,150万円が人件費でございます。あと2款公債費1,643万8千円は借り入れた町債の利息分の支払でございます。この財源でございますが、2ページのとおり国庫支出金が6億6,910万円、2款繰入金が1億333万円、3款町債が5億9,850万円。繰越金それから諸収入でございますが、1,913万2千円。この主なものは、消費税の還付金が主なものでございます。公共下水道特別会計は以上でございます。

次に、農業集落排水特別会計でございます。農業集落排水特別会計当初予算の1ページをお願いいたします。議案第36号、平成21年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ2,098万4千円と定める。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。農業集落排水につきましては、総津地区の工事が完成し、現在は維持管理と町債の償還を行なっております。3ページをお開きください。事業費1,083万円は、玉谷地区と総津地区の農集排施設の管理費でございます。2款公債費1,015万4千円、総津地区の事業で発行しました町債の償還でございます。財源については2ページの通りでございます。1款使用料及び手数料が819万円、それから3款の繰入金1,275万2千円ということが主なものとなっております。農業集落排水については以上のとおりでございます。

続きまして、浄化槽特別会計に移らせて頂きます。予算書の方1ページをお開きください。浄化槽特別会計予算書の1ページでございます。議案第37号、平成21年度砥部町の浄化槽特別会計予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出それぞれ1億723万円と定める。平成21年度3月6日提出、砥部町長中村剛志。この特別会計は町内の各家庭の浄化槽約4千機程度あるかと思いますが、それと上野団地などの6箇所の集中浄化槽を管理するもので、財源は保守点検料で賄っております。2

ページをお願いいたします。歳入でございますがご覧のとおり1款事業収入8,644万2千円が主なものでございます。それから5款繰越金1,754万8千円ございますが、20年度の決算剰余金の見込みでございます。3ページをご覧ください。浄化槽の歳出の方、浄化槽点検管理費が9,415万4千円。それから、2款の諸出金として基金費1,057万6千円を計上しておりますが、20年度の決算剰余金が多めに見込まれるため、あらかじめ1千万を超える基金を計上するという事で予算を計上しております。浄化槽特別会計は以上のとおりでございます。

最後でございますが、水道事業会計でございます。水道事業会計の予算書をお願いいたします。水道事業会計につきましては、公営企業法を適用した企業会計となっておりますので、若干形が変わったものとなっておりますが、読み上げさせていただきます。議案第38号、第1条、平成21年度砥部町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条として事業の予定量、これは省略させていただきます。第3条でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。まず、収入でございますが、第1款上水道事業収益3億1,846万4千円。第2款簡易水道事業収益818万1千円。収入合計3億2,664万5千円でございます。支出でございますが、第1款上水道事業費用が2億9,042万2千円。第2款簡易水道事業費用が1,477万2千円。合計3億519万4千円でございます。続きまして、資本的収入及び支出、第4条でございますが、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,349万5千円は、減債積立金1千万円、建設改良積立金500万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,849万5千円で補てんするものとする。収入でございますが、第1款上水道資本的収入と第2款簡易水道資本的収入合わせまして80万1千円でございます。支出でございますが、第1款上水道資本的支出が1億3,041万円、第2款簡易水道資本的支出が388万6千円。合計1億3,429万6千円でございます。次に一時借入金の限度額でございますが、第5条一時借入金の限度額は2億円と定める。それから第6条流用でございますが、議会の議決を経なければ流用する事が出来ない経費として、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費でございます。次に、第7条たな卸資産購入限度額2千万円と定めるものでございます。平成21年3月6日提出、砥部町長中村剛志。

以上、簡単でございますがご説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長(西村良彰) 説明が終わりましたが、質疑については休憩後再開いたしたいと思っております。再開は2時10分の予定です。

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（西村良彰） 再開します。質疑については予算書のページを言って頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは質疑を行います。5番、西岡利昌君。

○5番（西岡利昌） 町税ということで質問をお願いします。歳入の方ですか、これは21年度当初予算の概要の8ページです。一番上の方に町税とあるのですが、それで個人の町民税と法人の町民税とあるが、減額となっているのは、これは、法人税は、例えば、黒字が出ないのでとか、廃業したのでという数字があれば教えて頂きたいと。町民の税金もなぜ減ったかということも聞きたいのですが。

○議長（西村良彰） 武智戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（武智充吉） 西岡議員さんのご質問にお答えいたします。個人町民税と法人町民税につきましては、そこに書いてあるように景気後退、現在の経済状況を考えまして、これぐらい減額になるのではないかとということで減額しております。以上です。

○議長（西村良彰） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） はい。単純な質問をさせていただきますが、21年度当初予算の概要というところで、30ページに10款1項5目の遠距離通学費の中に広田中学校の送迎バスの管理が入っておりますけれど、その中の質問ですが、その送迎バスに一般の人を含めて行ってあげたらと提案したいのですが、そのことについて質問したいと思います。

○議長（西村良彰） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 中村議員さんのご質問にお答えをいたします。スクールバスの運行につきましては、今の補助金の規定では一般の方はご利用できませんが、将来的に児童数の減少に伴ってくると思いますので、一般の方の利用につきましては将来的な課題とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） もう一度関連しまして、将来的というお話しですが、大体どのくらいを目途とされておられるのでしょうか。

○議長（西村良彰） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 今のところ具体的な進み具合は確定いたしておりませんが、国等と十分相談して進めていきたいと考えておりますので、ちょっといつからというのが具体的にはまだそこまで検討いたしておりません。

○議長（西村良彰） 14番中島博志君。

○14番（中島博志） 介護保険事業の特別会計の中で、サービス事業勘定の中で保険給付費において、介護サービス事業の中で、単純な質問になりますが、目で特定、また特例、また特例特定とありますが、特例特定について内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村良彰） 大西介護福祉課長。

○介護福祉課長（大西潤） 中島議員さんのご質問にお答えいたします。介護サービ

ス等諸費事業の中で特例とついている意味ですね。

○14番(中島博志) 大体内容的に分かるのですが、その特例特定についてお尋ねをしたいのですが。

○議長(西村良彰) 中島議員、今の質問ですけれど、ページ数が分かれば。

○14番(中島博志) 介護保険事業の28ページ保険給付費の目についてですが、目の全般について特定と特例、また特例特定とあるのですが、その中の特例特定について、何を持って特例特定というのか、お尋ねいたします。

○介護福祉課長(大西潤) 特例と申しますのは介護認定を受ける前に、この方は認定の候補者であるがまだ認定を受けていない状態で、緊急を要するためのサービスを、重度に近い方で緊急を要する為のサービスを提供する認定申請前の方で、例えばどのような方がいるかということ、身元が分からない方とか、身元不明者ですね、行方不明になっている方がそういう状態に陥った時に、特例で介護サービス給付費が受けられるというシステムになっております。そして特定は、32ページの特定でよろしいでしょうか。この特定入所者介護サービスというのは、施設入所者の食費と居住費につきまして、低所得者の負担軽減事業で負担限度額というものが4段階でありまして、これを超えた場合、この基準額に必要な費用額との差額を介護保険から給付する制度でございます。以上でよろしいでしょうか。

○14番(中島博志) 今、特定については説明を伺って十分わかっているのですが、その下ですね、簡単に事例をあげて言いますと、特例特定の入所者介護サービス事業の、特定特例についてお尋ねしているのです。

○介護福祉課長(大西潤) 今申し上げた上に特例がついている場合は、先程申しましたいわゆる認定申請前のものの措置でございます。よろしいですか。以上で終わります。

○議長(西村良彰) 16番三谷喜好君。

○16番(三谷喜好) 関連した話ですが、例えば、広田のいわゆる小田と境界線上、万年でしたら伊予市との境界線上、でその特定特例が発生したらお金が要りますね。その時に、境界線上で例えば倒れているとか事故があった場合、私が認識しているのは、頭が入っている方が伊予市なら伊予市の方と認定しているのですが、笑い話のような事ですけども、これからはそういうことが発生すると思うのです。境界線上で発生する事があると思います。そういうことも含めて、なお認識を改めておいて頂いたらと思います。

○議長(西村良彰) 8番栗林政伸君。

○8番(栗林政伸) 12月の議会の委員会であったと思うのですが、教育長にいわゆる今度は愛媛県の国体の大会があるということで、砥部町はバドミントンの会場になっていると。1つお願いしていたのですが、それから何も話しも無く、ちょっとこれに出ていたのはどこにあったのかわからなくなってしまったのですが、バドミントンクラブを立ち上げると。書いてなかったのでしょうか。探していたのですが、僕も家で読んでいたが分からなくなってしまったのですが、そのバドミントンは、小学校も

対象にしてあるのか、中学校もやるのか、また、中学校で部活でやるのか、そして、指導者は誰が教えるのか、そこを少し詳しく教えて頂きたいと思います。

○議長（西村良彰） 藤田教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田正純） 栗林議員さんのご質問にお答えをいたします。平成29年の愛媛国体に向けまして、開催予定地となっております砥部町におきまして、バドミントンが種目として内定をいたしておりますが、これに伴いまして、砥部町の児童生徒の育成を図るということで、予算計上をさせて頂いておりますが、一般会計の168ページの方に保健体育総務費というところがございます。そちらの方でこのバドミントンに関する予算を計上させて頂いております。バドミントンにつきましては、町内の小中学生を4つのバドミントンクラブとして立ち上げる予定でございます。講師につきましては、町内の指導者を選定する予定にいたしております。それと、教室の方ではございませんが、講習会として、バドミントンの講習会を予定いたしております。これは委託料の中に講師派遣というかたちでバドミントンの陣内紀美子さんをお招きしまして、講習会を開催する予定にしております。以上でございます。

○議長（西村良彰） 13番中村茂君。

○13番（中村茂） 一般会計予算書の114ページのところで、農林水産業費の中に、農山漁村活性化プロジェクト事業費というのがありますよね。このプロジェクトはどのような事業か、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村良彰） 相田産業建設課長。

○産業建設課長（相田由紀夫） 114ページの11目農山漁村活性化プロジェクト支援費でございますが、3,920万7千円をお願いしております。これは、農事組合法人七折梅組合が農産物の加工処理施設を建設するものでございまして、七折小梅を一回加工して梅干、梅シロップ、梅入り菓子等を製造いたしまして、地域の活性化を図るもので、農家の経営安定を図るものでございます。場所につきましては、七折集会所の北側の現在駐車場になっているところでございます。鉄骨の平屋作りで180平米ございまして、工事費につきましては、4,900万8千円でございます。なお、補助金は国が50%、町が30%、地元20%となっております。また施設につきましても整備と設備をしなくてはなりませんので、梅洗浄と冷凍冷蔵庫、そういった諸々のフォークリフト等も備えるものでございます。以上で説明を終わらせて頂きます。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。

おはかりします。議案第25号から議案第38号までの平成21年度当初予算14件については、所管の常任委員会に付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって議案第25号から議案第38号までの平成21年度当初予算14件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。委員会の審査報告は、3月13日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は、すべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 2時25分 散会



平成20年第1回定例会（第3日） 会議録

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 招集年月日                             | 平成20年3月13日                                                                                                                                                                                                                                         |  |
| 招集場所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                           |  |
| 開 会                               | 平成20年3月13日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 応招議員                              | 1 番 佐々木隆雄      2 番 森永茂男      3 番 松崎浩司<br>4 番 大平弘子      5 番 西岡利昌      6 番 山口元之<br>7 番 政岡洋三郎    8 番 栗林政伸      9 番 西村良彰<br>10 番 土居英昭      11 番 宮内光久     12 番 井上洋一<br>13 番 中村茂        14 番 中島博志     15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                             |  |
| 不応招議員                             | なし                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 出席議員                              | 出席議員は、応招議員の16名                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 欠席議員                              | なし                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長            中村 剛志      副町長          佐川 秀紀<br>教 育 長        佐野 弘明      総務課長        原田 公夫<br>企画財政課長   松下 行吉      戸籍税務課長   武智 充吉<br>会計管理者     松村 昇二      教育委員会事務局長 藤田 正純<br>介護福祉課長   大西 潤        保険健康課長   日浦 昭二<br>産業建設課長   相田由紀夫    生活環境課長   東岡 秀樹 |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                | 議会事務局長 正岡 修平                                                                                                                                                                                                                                       |  |
| 傍聴者                               |                                                                                                                                                                                                                                                    |  |

平成21年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第1 議案第4号 指定管理者の指定について(砥部町峡の館)
- 日程第2 議案第5号 砥部町坂村真民記念基金条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 砥部町税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 砥部町手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第12号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 砥部町国民健康保険診療所条例の廃止について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度砥部町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第 1 4 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度砥部町老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 平成 2 0 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度砥部町とべの館特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度砥部町土地取得特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 0 年度砥部町公共下水道特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度砥部町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度砥部町老人保健特別会計予算
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 27 議案第 30 号 平成 21 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 28 議案第 31 号 平成 21 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 29 議案第 32 号 平成 21 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 30 議案第 33 号 平成 21 年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第 31 議案第 34 号 平成 21 年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第 32 議案第 35 号 平成 21 年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第 33 議案第 36 号 平成 21 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 34 議案第 37 号 平成 21 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 35 議案第 38 号 平成 21 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 36 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 37 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 1 発議第 4 号 国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを  
求める意見書提出について

・閉 会

平成21年第1回砥部町議会定例会

平成21年3月13日(金)

午前9時30分開会

○議長(西村良彰) ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 議案第4号 指定管理者の指定について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第1議案第4号 指定管理者の指定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号指定管理者の指定については、砥部町峡の館の管理及び運営に関する業務を効果的かつ効率的に行うためのもので、現在、当該施設の指定管理者として、堅実な管理運営を行っている有限会社「砥部町産業開発公社」を指定管理者とするものであります。指定期間は1年間です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定致しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(西村良彰) 討論なしと認めます。

議案第4号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって、議案第4号指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第2 議案第5号 砥部町坂村真民記念基金条例の制定について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第2議案第5号 砥部町坂村真民記念基金条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員

長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町坂村真民記念基金条例の制定については、坂村真民氏の業績を永く後世に伝えるとともに、真民詩への親しみと理解を深めるための事業に充てるための基金を設置するため条例を制定するものです。よって、議案第5号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第5号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第5号砥部町坂村真民記念基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第6号 砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第3議案第6号 砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、介護従事者の処遇改善を図るための平成21年度の介護報酬の改定にあたり、介護保険料の急激な上昇を抑制する財源に充てるための基金を設置するために、条例を制定するもので、平成24年3月31日をもって、その効力を失うことになっています。よって、議案第6号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第6号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第6号砥部町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第7号 砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第8号 砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第9号 砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第4議案第7号から日程第6議案第9号までの一般職員等の勤務時間の改定についての3件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第7号、議案第8号、議案第9号の条例改正3件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第7号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、愛媛県人事委員会の報告にかんがみ、一般職の勤務時間を1日当たり15分短縮し、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するため、条例第2条及び第3条の勤務時間の規定を改正するものであります。

次に、議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、育児短時間勤務職員の勤務時間に関する規定を改正するものであります。

次に、議案第9号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正に伴い、昇格及び昇給の基準及び時間外勤務手当に係る勤務時間の規定を改正するとともに、愛媛県人事委員会の報告にかんがみ、医療職給料表の適用を受ける職員の初任給調整手当の額を改正するものであります。

以上、3議案については、適切な条例改正がなされているものと認められました。

よって、議案第7号、8号、9号の3件については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

討論、採決については1件ずつ行います。

議案第7号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第7号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号砥部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第8号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第8号砥部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第9号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第9号砥部町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~



## 日程第7 議案第10号 砥部町税条例の一部改正について

### (総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第7議案第10号 砥部町税条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(中島博志) ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第10号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町税条例の一部改正については、寄付行為の促進を目的とした地方税法の改正に伴い、個人の町民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金を定めるため、改正するものであります。よって、議案第10号は、適正な改正がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたのでここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長(西村良彰) 討論なしと認めます。

議案第10号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって、議案第10号砥部町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第8 議案第11号 砥部町手数料条例の一部改正について

### (産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第8議案第11号 砥部町手数料条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました議案第11号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第11号砥部町手数料条例の一部改正については、租税特別措置法に基づく優良宅地の認定に関する事務が、愛媛県から砥部町に移譲されることに伴い、造成宅地面積1千平方メートル以上の認定申請手数料を定めるものであり、造成宅地面積に応じた優良宅地造成認定申請手数料が定められています。よって、議案第11号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありません

か。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第11号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 砥部町手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第12号 砥部町学校給食センター条例の一部改正について  
(総務文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第9議案第12号 砥部町学校給食センター条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案第12号について、審査の結果をご報告申し上げます。砥部町学校給食センター条例の一部改正については、学校給食法の一部改正に伴い、学校給食に要する経費について、同法を引用する条項を改める必要が生じたため、改正をするものであります。よって、議案第12号は、適切な措置がなされていると認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第12号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第12号砥部町学校給食センター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正に

ついて

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第10議案第13号 砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(栗林政伸) ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第13号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、事業名を分かりやすい名称に改正することと、国・県補助金の廃止により、利用者負担額を独自に設定することで、利用者負担の適正化を図るものです。よって、議案第13号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長(西村良彰) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(西村良彰) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(西村良彰) 討論なしと認めます。

議案第13号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西村良彰) 異議なしと認めます。よって、議案第13号砥部町高齢者在宅福祉事業費用徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正について

(厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第11議案第14号 砥部町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長(栗林政伸) ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第14号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部改正及び介護保険事業計画の見直しにより、第1号被保険者の保険料率を改めるもので、平成21年度から各階層における保険料が400円から1,200

0円引き上げられますが、この上昇分は国からの交付金及び運営基金を充当し、平成23年度まで現在の額と同額とすることを附則で規定しています。また、第4段階の区分において、本人の収入が一定額以下の場合、保険料が減額される規定が設けられています。よって、議案第14号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第14号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第14号砥部町介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第15号 砥部町国民健康保険診療所条例の廃止について (厚生常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 日程第12議案第15号 砥部町国民健康保険診療所条例の廃止についてを議題とします。本案について委員長の報告を求めます。栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました議案第15号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第15号砥部町国民健康保険診療所条例の廃止については、平成21年度から指定管理者制度を導入する予定であった砥部町国民健康保険診療所の管理及び運営を、引き続き砥部町が直営で行うため、平成21年4月1日から施行する予定であった平成20年砥部町条例第26号を廃止するものであります。よって、議案第15号は適切な処置がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第15号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 砥部町国民健康保険診療所条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 議案第16号 平成20年度砥部町一般会計補正予算（第5号）

日程第14 議案第17号 平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算

（第3号）

日程第15 議案第18号 平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第19号 平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第20号 平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第21号 平成20年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第22号 平成20年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第23号 平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

日程第21 議案第24号 平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）
（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（西村良彰） 日程第13議案第16号から日程第21議案第24号までの平成20年度補正予算に関する9件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（三谷喜好） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました補正予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第16号平成20年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会に所管する項目について主なものは、農業費では、農業研修センターの修繕料5万1千円増額を、土木費では、公共下水道特別会計への繰出金299万5千円増額を、その他、人件費補正と不用額の減額補正を行っておりますが、いずれも必要経費の補正をするものであります。また、町道2路線の測量調査設計委託業務及び町道緊急舗装改修工事費1億5,750万円を繰越明許費で21年度に繰り越ししています。

次に、議案第21号平成20年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号については、

基金費で積立金900万4千円を増額し、財源は繰越金等を充当しています。

次に、議案第23号平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算第2号については、高尾田3工区で実施する管渠工事に伴う工事請負費279万9千円の増額を、その他、人件費補正を行っており、財源は一般会計から繰入金を充てています。また、処理場工事及び管渠敷設工事費3億2,682万5千円を繰越明許費で21年度に繰り越ししています。

次に、議案第24号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について主なものは、収益的収入の上水道では預金利息90万円を、簡易水道では給水工事収益15万円を増額、収益的支出の上水道事業費用では、有形固定資産減価償却費を112万3千円増額し、固定資産除却費801万円増額し、不納欠損額7万6千円増額、その他、不用額の減額補正を、簡易水道事業費用では給水工事請負費15万円増額、その他、不用額の減額補正を、資本的収入の上水道では消火栓新設・改良に伴う一般会計繰入金99万5千円、総津配水管布設替工事負担金126万5千円などの増額、資本的支出の上水道では工事請負費の減額、簡易水道では総津配水管布設替工事費75万円を増額、その他、不用額の減額補正を行っております。いずれも、必要経費の補正をするものであります。

よって、議案第16・21・23・24号の4件については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました補正予算5件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第16号平成20年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち当委員会に所管する項目について主なものは、障害者福祉費では舗装具助成費113万7千円の増額を、老人福祉施設費では、老人福祉センターの太陽熱温水器撤去工事費18万3千円増額を、後期高齢者医療総務費では、平成19年度に国から交付されたシステム構築などの補助金の返還金264万6千円増額を、児童福祉費では乳幼児健康支援事業委託料20万8千円増額を、保健衛生費では予防接種委託料190万円増額、平成19年度に国から交付された老人保健事業負担金の清算による返還金7万2千円増額を、

その他、人件費補正と不用額の減額補正を計上しております。また、子育て応援特別手当給付事業1, 395万2千円を繰越明許費で21年度に繰り越ししています。

次に、議案第17号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号の事業勘定について主なものは、退職被保険者等高額療養費400万円増額、保険財政共同安定化事業拠出金1, 160万8千円増額、特定健康診査後の保健指導委託料108万円増額を、一般被保険者療養給付費4, 833万7千円の減額、一般被保険者高額療養費1千万円の減額、検診負担金300万円などの減額を行っており、その財源は、療養給付費等交付金、共同事業交付金等で調整しております。直営診療施設勘定では、医師不在時の緊急医師委託料10万円増額、その他、人件費補正と不用額の減額補正を計上しており、財源は診療収入で調整しています。

次に、議案第18号平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算第3号については、一般会計への繰出金2, 725万2千円の増額を、医療給付費1億5千万円減額、医療費支給費180万円減額、医療給付審査手数料58万9千円減額を行っておりその財源は、支払基金交付金、国県支出金、繰入金で調整しております。

次に、議案第19号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号については、後期高齢者医療連合会納付金754万円を減額し、その財源は、繰入金で調整しています。また、繰越明許費で、後期高齢者医療保険料軽減措置システム改修事業費222万6千円を21年度に繰越しています。

次に、議案第20号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号の保険事業勘定について主なものは、介護保険事業運営基金積立金1, 756万9千円の増額、介護報酬改定による急激な保険料の増額を抑制するための介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金1, 298万8千円増額、この制度を周知するための印刷製本費104万5千円を増額し、居宅介護サービス、施設介護サービスなどの保険給付費9, 870万円を減額しておりその財源は、国県支出金、支払基金交付金、繰入金で調整しています。介護サービス事業勘定については、決算書の印刷代不用額4千円を減額し、財源は、通所介護事業の利用者減少により、介護サービス収入を減額し、一般会計繰入金を増額する財源組み替えを行っております。

以上、議案第16号、17号、18号、19号、20号の5議案については、いずれも適切な補正がなされており、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました補正予算2件について、審査の結果をご報告申し上げます。

始めに、議案第16号平成20年度砥部町一般会計補正予算第5号のうち、当委員会に所管する項目の主なものは、総務管理費で、防災行政無線施設の機器の修繕料18万5千円を、消防費で、消火栓新設及び維持管理負担金399万8千円を、基金費で、財政調整基金積立金3億円、減債基金積立金4万円を増額し、その他、人件費補

正と不用額を減額する補正となっております。歳入については、地方交付税、分担金及び負担金、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金を増額し、その他の歳入については減額となっております。

また、繰越明許費で定額給付金給付事業3億6,139万7千円、小学校地上デジタル対応事業4,500万円を21年度に繰り越ししています。

次に、議案第22号平成20年度砥部町土地取得特別会計補正予算第1号は、土地開発基金の利子8万6千円を基金に積み上げるため、繰出金を増額するものであります。

以上、議案第16号、22号の2件については、適切な予算補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論、採決については1件ずつ行います。

議案第16号平成20年度砥部町一般会計補正予算（第5号）について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第16号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第16号砥部町平成20年度砥部町一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第17号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第17号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第17号平成20年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第18号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第18号平成20年度砥部町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第19号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第19号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第19号平成20年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第20号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第20号平成20年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第21号平成20年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第21号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第21号平成20年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第22号平成20年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第22号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第22号平成20年度砥部町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第23号平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第23号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第23号平成20年度砥部町公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第24号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第24号平成20年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第22 議案第25号 平成21年度砥部町一般会計予算

日程第23 議案第26号 平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第24 議案第27号 平成21年度砥部町老人保健特別会計予算

日程第25 議案第28号 平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第26 議案第29号 平成21年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第27 議案第30号 平成21年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第28 議案第31号 平成21年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 29 議案第 32 号 平成 21 年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算

日程第 30 議案第 33 号 平成 21 年度砥部町奨学資金特別会計予算

日程第 31 議案第 34 号 平成 21 年度砥部町土地取得特別会計予算

日程第 32 議案第 35 号 平成 21 年度砥部町公共下水道特別会計予算

日程第 33 議案第 36 号 平成 21 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 34 議案第 37 号 平成 21 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 35 議案第 38 号 平成 21 年度砥部町水道事業会計予算

(所管常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(西村良彰) 日程第 22 議案第 25 号から日程第 35 議案第 38 号までの平成 21 年度予算に関する 14 件を一括議題とします。本案について委員長の報告を求めます。三谷産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長(三谷喜好) ご報告申し上げます。去る 3 月 6 日の本会議におきまして、産業建設常任委員会に付託されました当初予算の 7 議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第 25 号平成 21 年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目については、まず、生活環境課関係では、環境衛生関係で、地球温暖化防止に取り組む事業として、廃食油回収ボックスの設置や熱い地球を冷やそうキャンペーンの実施経費や、浄化槽設置整備補助などの経費を、清掃関係では、ごみ袋の作成及び販売経費、生ごみ処理機購入補助などのごみの減量化・資源化対策経費、ごみを適正に処理するための所管施設の維持管理費や、収集運搬経費、し尿処理のための一部事務組合負担金、また、公共下水道関係で、公共下水道特別会計への繰出金などが計上されております。次に、産業建設課関係では、農業関係で、中山間地域等直接支払交付金や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金をはじめ、各種補助事業の経費を、また、農業基盤の整備を図るため、町単土地改良事業補助金及び農地・水・環境保全向上対策事業費を、林業関係では、造林の適正な維持管理などを推進するための各種補助等の経費が計上されています。商工観光関係では、砥部焼陶芸塾や陶街道五十三次事業の経費、陶芸創作館・伝統産業会館の経費、農村工芸体験館・研修の宿・峡の館の指定管理委託料などが計上されております。土木関係では、町道を適正に管理するための維持・補修費、道路新設改良のための委託料・工事請負費、県営事業に対する負担金、公園の管理運営費、町営住宅の管理費や、木造住宅耐震診断補助事業費などが計上されています。

次に、議案第30号平成21年度砥部町とべの館特別会計予算においては、館の運営費や基金積立金が計上されており、歳入を売店収入でまかなう健全財政予算となっています。

次に、議案第31号平成21年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、温泉の運営・維持管理費の予算ですが、館内空調設備の改修や、イベントの回数を増やす経費が計上されています。歳入については、事業収入、繰越金でまかっています。

次に、議案第35号平成21年度砥部町公共下水道特別会計予算においては、処理場の建設工事などの委託料7億4,018万4千円、管渠工事費3億2,094万3千円、土地取得特別会計からの用地購入費2億6,643万2千円を計上しています。歳入については、国庫補助金、町債、一般会計からの繰入金等でまかなうこととしています。

次に、議案第36号平成21年度砥部町農業集落排水特別会計予算においては、総津地区及び玉谷地区処理施設の管理運営費1,083万円及び公債費1,015万4千円を計上した予算となっています。歳入については施設使用料、一般会計繰入金でまかなうこととしています。

次に、議案第37号平成21年度砥部町浄化槽特別会計予算においては、浄化槽の維持管理費用及び基金への積立金を事業収入、繰越金でまかなう健全財政予算となっています。

次に、議案第38号平成21年度砥部町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道の事業収益3億2,664万5千円が、支出は、上水道・簡易水道の営業費用及び営業外費用等3億5,194万4千円が計上されています。資本的収入及び支出については、収入は、上水道及び簡易水道に係る他会計負担金、工事負担金80万1千円を、支出は、上水道及び簡易水道の建設改良費や企業債償還金1億3,429万6千円を計上し、収入額が支出額に対し不足する1億3,349万5千円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとしています。資本的支出において、上水道の安定供給を行なうため、山並地区及び天神地区の配水管敷設替工事費3,797万9千円を計上していますが、繰上償還に伴う企業債償還額の減少や、簡易水道建設改良費の減少により、総額では対前年度6,217万7千円の減額となっています。

以上、7議案については、それぞれ適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第25号、30号、31号、35号、36号、37号及び38号の7議案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。以上。

○議長（西村良彰） 栗林厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（栗林政伸） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、厚生常任委員会に付託されました当初予算5議案について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第25号平成21年度砥部町一般会計予算のうち当委員会に所管する項目の

歳出について、介護福祉課関係で主なものは、社会福祉では、民生児童委員協議会、社会福祉協議会、その他福祉団体等の活動を支援するための交付金が、障害者福祉では、介護給付費等支給事業などの各種支援費用が、老人福祉では、在宅事業に係る各種支援事業費や一部事務組合等に対する負担金・補助金、高齢者生活福祉センターなどの施設運営費が、介護保険事業では、介護保険事業特別会計への繰出金が、児童福祉では、放課後児童クラブや、つどいの広場事業の費用、私立幼稚園就園奨励費、また、保育所、幼稚園、児童館の運営費、児童手当の費用などが計上されています。保険健康課関係で主なものは、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金等を計上している他、県後期高齢者医療広域連合への負担金、重度心身障害者・母子家庭・乳幼児の医療費などが計上されています。また、保健衛生費で、休日・夜間の救急医療体制の維持費用、各種予防接種の費用、乳幼児や母親の健康を守るための健診や相談などの費用、地域の健康づくり推進員を中心にした健康づくり事業の費用、生活習慣病予防対策のための費用などが計上されています。

次に、議案第26号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算については、事業勘定では、平成20年度当初予算と比較して、保険給付費の見込み、老人保健拠出金の見込み、介護納付金の見込みが減少したことなどにより、減額の予算となっております。内容は、事業を運営する経費と保険給付費、後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、特定健康診査等事業費の経費等が計上されています。その財源は、国民健康保険税、国県支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計や基金からの繰入金、前年度からの繰越金等で賄っています。施設勘定は、国民健康保険診療所の経費で、施設の管理運営費、医療の必要経費が計上されており、その財源は、診療収入と一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第27号平成21年度砥部町老人保健特別会計予算については、制度が20年度より後期高齢者医療制度に移行していますが、月遅れの請求や過誤納付分の返還が見込まれるため、特別会計として残るものであり、予算額は大幅な減となっております。財源としては、支払基金交付金、国県支出金、一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第28号平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算については、平成20年度から設置されています。21年度予算の主なものは、広域連合への事務費負担金、後期高齢者医療連合会納付金で、その財源は、保険料、一般会計からの繰入金等で賄っています。

次に、議案第29号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計予算については、保険事業勘定では、介護認定に要する費用、要介護者及び要支援者への各種サービス給付費、その他、介護予防や包括的支援のための事業費などが計上されています。その主な財源は、介護保険料、国県支出金、支払基金交付金、残りを一般会計からの繰入金等で賄っています。介護サービス事業勘定では、広寿会に委託して行う通所介護事

業と、地域包括支援センターで行う介護予防サービス事業の費用が計上されており、その財源は、介護サービス収入等で賅われています。

以上、5議案については、いずれも適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第25号、26号、27号、28号、29号については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託されました当初予算4件について、審査の結果をご報告申し上げます。

議案第25号 平成21年度砥部町一般会計予算のうち、当委員会に所管する項目について、歳入については、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、町債などが増加し、町税、自動車取得税交付金、繰入金、繰越金などが減となっています。町債の増加の主な要因は、広田地区地域間交流施設の建設によるものですが、町財政健全化計画の21年度発行見込み額の枠内です。また、町税の減収は、景気の後退に伴う法人町民税の減少や、評価替えの影響による固定資産税の減少が主な要因ですが、本町の場合は、特定の企業、業種に依存していないため、減収幅は深刻なものではありません。本予算は骨格的予算ということもありますが、20年度からの繰越金の計上を大きく抑制するなど、今後の補正対応も視野に入れた収支バランスの確保に努められています。歳出の主なものは、議会費、監査委員費、会計管理費では、経常な経費の計上となっています。総務課関係では、一般管理の経費、広報発行の経費、本庁及び支所の施設の管理費、電算の安定稼働の経費、区長・自治活動推進経費、防災対策の経費、衆議院議員選挙の経費、常備消防・消防団の経費などが計上されています。企画財政課関係では、財政管理の経費、地域振興対策の経費、交通安全対策の経費、指定統計調査の経費、町債の償還費などが計上されています。戸籍税務課関係では、適正な税徴収や戸籍事務のための費用及び愛媛地方税滞納整理機構への負担金が計上されています。教育委員会事務局関係では、学校生活支援員や学校医、外国語指導助手、教職員へのパソコン整備に要する経費の他、教職員宿舍の管理費、山村留学センターの費用、広田中学校と砥部中学校統合に伴うスクールバス運行など遠距離通学の費用、小・中学校の学校管理費や教育振興費、砥部中学校改築基本設計委託料などの学校教育に関する費用、また、広田地区の地域間交流施設の建設費、人権教育・人権対策推進費、中央公民館、地区公民館の管理運営費、文化会館の管理委託料や、図書館の管理運営費など、生涯学習の推進に関する費用、青少年育成センターの運営費など、青少年健全育成推進の費用、各種スポーツ大会の開催や、えひめ国体開催地スポーツ振興事業費、体育施設の管理運営費などの社会体育推進の費用、また安全で栄養バランス豊かな学校給食を提供する給食センターの運営費などが計上されています。

次に、議案第32号平成21年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算については、2

1年度の奨学生は、新規高校生5人、継続高校生10人の合計15人への給付金と、新規生5人分の入学一時金の支給を予定しています。なお、財源については、基金からの繰入金等で賄うこととしています。

次に、議案第33号平成21年度砥部町奨学資金特別会計予算については、広田地区の学生が対象で、21年度の貸し付けは、新規高校生2人、新規大学生2人、継続高校生1人、継続大学生1人の、計6人を予定しています。その財源については貸付金の償還金及び繰越金等で賄うこととしています。

次に、議案第34号平成21年度砥部町土地取得特別会計予算についてであります。21年度は先行取得していた公共下水道処理場用地について、未売却分を下水道特別会計に売却し、それを財源として、町債の償還及びふるさと創生基金に積み戻す経費が計上されております。

以上、4議案については、適切な予算編成がなされているものと認められました。よって、議案第25号、32号、33号及び34号の4件については原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（西村良彰） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 第25号21年度の一般会計予算の税収の部分で1款4項1目町たばこ税、これが前年度本年度同額になっておりますが、現在の砥部町でたばこ屋さんが何軒あるかは正確にはつかんでおりませんが、かなりタスポカードの導入後営業を止められたお店も増えているという風に聞いております。そういうふうなこととこれからの段々と禁煙に変わっていく方もおいでするような現状のなかで、まったく同じような予算組みをしてもいいのかなと思いましたので。これはどなたにお答え頂ければいいのかちょっと分からないのですが。理事者側の説明をお願いしたいと思います。

○議長（西村良彰） ここで暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（西村良彰） 再会します。中島総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（中島博志） 先ほどの佐々木議員の質疑に答弁いたします。町たばこ税1億2,359万に対しまして、決算額予算額につきましては20年度の決算状況を勘案し、ほぼ横ばいという状況でございます。そういうことから、勘案しまして、21年度の予算を組んだところでございます。たばこを吸う人もおりますし、やめる人もおいでます。そういう状況の中で見込みで予算を組んでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村良彰） 質疑を終わります。討論、採決については1件ずつ行います。議案第25号平成21年度砥部町一般会計予算について討論を行います。討論はあり

ませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第25号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第25号平成21年度砥部町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第26号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第26号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第26号平成21年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第27号平成21年度砥部町老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第27号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第27号平成21年度砥部町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第28号平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第28号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第28号平成21年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第29号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]



○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第29号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第29号平成21年度砥部町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第30号平成21年度砥部町とべの館特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第30号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第30号平成21年度砥部町とべの館特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号平成21年度砥部町とべ温泉特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。議案第31号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第31号平成21年度砥部町とべ温泉特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号平成21年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第32号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第32号平成21年度砥部町梅野奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号平成21年度砥部町奨学資金特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第33号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のと

おり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第33号平成21年度砥部町奨学資金特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号平成21年度砥部町土地取得特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第34号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第34号平成21年度砥部町土地取得特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号平成21年度砥部町公共下水道特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第35号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第35号平成21年度砥部町公共下水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号平成21年度砥部町農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第36号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第36号平成21年度砥部町農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第37号平成21年度砥部町浄化槽特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第37号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第37号平成21年度砥部町浄化槽特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第38号平成21年度砥部町水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（西村良彰） 討論なしと認めます。

議案第38号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、議案第38号平成21年度砥部町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して議会運営委員会及び全員協議会を開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時33分

~~~~~

日程第36 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第37 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(説明、採決)

○議長（西村良彰） 再開します。日程第36 諮問第1号及び日程第37 諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての2件を一括議題とします。提出者の説明を求めます。中村町長。

○町長（中村剛志） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成21年3月13日提出、砥部町長中村剛志。提案理由。中川文江運営委員は平成21年6月30日を持って任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。住所、愛媛県伊予郡砥部町高尾田1087番地。氏名、中川文江。生年月日、昭和22年2月8日。諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。平成21年3月13日提出、砥部町長中村剛志。提案理由。林重正委員は平成20年12月31日を持って辞任したので、その後任の委員を推薦するため提案するものである。住所、愛媛県伊予郡砥部町満穂250番地。松永久富。生年月日、昭和35年3月21日。以上でございます。

○議長（西村良彰） おはかりします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答

申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

おはかりします。ただ今平岡文男議員から発議第4号国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書提出についてが提出されました。この動議は、2人以上の賛成者がおりますので成立しました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 発議第4号 国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを  
求める意見書提出について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（西村良彰） 追加日程第1発議第4号 国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書提出についてを議題とします。本案について説明を求めます。15番、平岡文男君。

○15番（平岡文男） 発議第4号「国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書提出について」上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成21年3月13日提出。砥部町議会議長 西村良彰様。提出者砥部町議会議員平岡文男。賛成者砥部町議会議員栗林政伸。同井上洋一。提案理由。本町は、三位一体改革等に起因する深刻な財政事情や市町村合併に呼応して、既に、定数削減等に取り組んでおります。ついては、衆参両議院及び政府におかれても、時代の流れに的確に対応し、また、選挙制度等に対する国会改革に速やかに取り組まれるよう強く要望するため意見書を提出する。

内容でございますが、国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書。国においては、昨年末に地方分権改革推進委員会の第2次勧告がなされるなど、国から地方への分権の流れは着実に加速している。今後、将来の道州制も視野に入れた真の地方分権を実現するためには、現在の政治や経済など各分野における国の中央集権的な体制が、おのずから見直され、外交や防衛等、国の専管事項を中心とした体制に移行していかなければならない。

折しも、世界経済は未曾有の同時不況下にあり、国家財政の膨大な赤字を抱えるわが国においても、財政出動等による経済の建て直しと財政再建という相反する課題を克服していかなければならない。

このような状況の中で、本町をはじめ、多くの地方自治体にあっては、我々地方議

会議員も、三位一体改革等に起因する深刻な財政事情や市町村合併に呼応して、既に、定数削減、議員報酬カット等に取り組んでいるところである。

よって、衆参両議院及び政府におかれても、議員各位の確固たる決意のもと、時代の流れに的確に対応し、また、選挙制度等に対する地方の声も真摯に反映した国会改革に速やかに取り組まれるとともに、とりわけ、次の事項について、適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

1 国会議員の定数を削減すること。2 衆議院定数の削減に際しては、死票の大量発生防止、一票の格差是正等の観点から、小選挙区制度を中選挙区制度に改めること。3 なお、衆議院小選挙区制度に関する当面の措置としては、重複立候補などについて比例代表制度を見直すこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年3月13日。愛媛県砥部町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣。以上です。

○議長（西村良彰） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（西村良彰） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。1番佐々木隆雄君。

○1番（佐々木隆雄） 1番佐々木隆雄でございます。国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書へ反対の立場から討論をいたします。国会議員の定数削減は国会と国民とのパイプを細くするだけでなく、少数党に代表される多様な民意を切り捨てることによって結果的には大政党に有利な選挙にしようとする、そのようなものではないでしょうか。急激な景気悪化が国民生活を直撃し、官民間問わずストラの風潮が漂う。国会議員が進んで身を削るという気構えは評価したい。が、議会制民主主義の根幹に関わるだけに、慎重さが求められる。これは先日3月8日付の愛媛新聞の社説の一文でございます。財政事情等に鑑みて、議員定数や歳費の削減を求めています。よく一般的に国会議員も身を削る覚悟が必要だという風なことも言われておりますが、私は身を削ると言うのであれば、年間約320億円にのぼる政党助成金、これを廃止する方がもっと効果があるのではないか、このように考えております。議員一人減らしても、国費として削減できるのはせいぜい年に7千万円前後、それぐらいでしかありません。仮に議員を100人減らしても、政党助成金総額の4分の1にも満たない70億円ぐらいにしかありません。

もともと、日本の国会議員定数は他国と比べても多いどころか最も少ない国の1つでございます。これも先日の3月8日付の愛媛新聞に少し数字が出ておりました。人口100万人当たりの議員数は日本が5.7人。米国が1.8人。実は日米ともに議員が少ない国で、経済協力開発機構 OECD 加盟の30カ国では、多い方から数えて日本は29位、米国が30位。人口が少ない3カ国を除けば、スウェーデンの38.7人を筆頭に上位は欧州勢が名を連ねる。ドイツの8.3人、韓国の6.2人は下位だがそれでも日米を上回る。単純比較ができないが、数が少ない分だけ、国民と議員

の距離が遠い事に違いない。そのような文書も出ております。

日本国憲法は全文の冒頭で日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する、このように明記しております。そして第41条では、国会を国権の最高機関と位置付けております。国権の最高機関である国会に国民の様々な層から代表者を送り出すという点で、定数削減の考え方は憲法の主旨には合致しないのではないのでしょうか。そのことを表明いたしまして、反対討論終了させていただきます。

○議長（西村良彰） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番栗林政伸君。

○8番（栗林政伸） 私は国会議員の削減について賛成の立場で答弁をさせていただきます。すでに先だつての県議会でも国会議員の削減等について議決をして、政府の方に陳情もするという事になっております。先程提出者の平岡議員が言いましたように、我々も身を削って選挙をして財政を少しでも減らすような工夫をしておりますので、国会議員におかれましても、そういう原点に立って私は定員削減に取り組んでいきたいと思っておりますので、平岡議員に賛成の答弁とさせていただきます。

○議長（西村良彰） 他に討論はありませんか。これで討論を終わります。

発議第4号の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成14人 反対1人]

○議長（西村良彰） 起立多数と認めます。ご着席ください。よって発議第4号国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書提出については、可決されました。

おはかりします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、次期定例会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会に、それぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西村良彰） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長（中村剛志） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には3月5日から今日までの9日間にわたり、終始熱心にご審議を賜り、全議案をご議決・ご承認くださいましたことに心から感謝を申し上げます。ご議決頂きました補正予算及び新年度予算につきましては、執行の際には再度厳正に研究させて頂き、最大の効果が上がるよう努めてまいります。また、会期中議員の皆様から頂きましたご意見・ご提言を十分に噛み締めながら職員とともに一丸となって二期目の町政運営を努めさせていただきますので、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（西村良彰） 以上をもって、平成21年第1回砥部町議会定例会を閉会しま

す。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長 西村 良彰

議員 西岡 利昌

議員 山口 元之



# 資料

20 砥議第 115 号  
平成 21 年 3 月 13 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 西村 良彰

人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 21 年 3 月 13 日諮問第 1 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

記

意見

推薦のあった者は適任であると認める。

20 砥議第 116 号  
平成 21 年 3 月 13 日

砥部町長 中村 剛志 様

砥部町議会議長 西村 良彰

人権擁護委員の推薦に関する答申

本議会は、平成 21 年 3 月 13 日諮問第 2 号人権擁護委員の推薦について、次のとおり答申する。

記

意見

推薦のあった者は適任であると認める。

発議第4号

国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める  
意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり砥部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年3月13日 提出

砥部町議会議長 西村 良彰 様

提出者 砥部町議会議員 平岡 文男

賛成者 砥部町議会議員 栗林 政伸

同 上 井上 洋一

提案理由

本町は、三位一体改革等に起因する深刻な財政事情や市町村合併に呼応して、既に、定数削減等に取り組んでいる。

については、衆参両議院及び政府におかれても、時代の流れに的確に対応し、また、選挙制度等に対する国会改革に速やかに取り組まれるよう強く要望するため、意見書を提出する。

## 国会議員の定数及び衆議院小選挙区制度の見直しを求める意見書

国においては、昨年末に地方分権改革推進委員会の第2次勧告がなされるなど、国から地方への分権の流れは着実に加速している。

今後、将来の道州制も視野に入れた真の地方分権を実現するためには、現在の政治や経済など各分野における国の中央集権的な体制が、おのずから見直され、外交や防衛等、国の専管事項を中心とした体制に移行していかなければならない。

折しも、世界経済は未曾有の同時不況下にあり、国家財政の膨大な赤字を抱えるわが国においても、財政出動等による経済の建て直しと財政再建という相反する課題を克服していかなければならない。

このような状況の中で、本町をはじめ、多くの地方自治体にあつては、我々地方議会議員も、三位一体改革等に起因する深刻な財政事情や市町村合併に呼応して、既に、定数削減、議員報酬カット等に取り組んでいるところである。

よって、衆参両議院及び政府におかれても、議員各位の確固たる決意のもと、時代の流れに的確に対応し、また、選挙制度等に対する地方の声も真摯に反映した国会改革に速やかに取り組まれるとともに、とりわけ、次の事項について、適切な措置を講ぜられるよう強く要望する。

### 記

- 1 国会議員の定数を削減すること。
- 2 衆議院定数の削減に際しては、死票の大量発生防止、一票の格差是正等の観点から、小選挙区制度を中選挙区制度に改めること。
- 3 なお、衆議院小選挙区制度に関する当面の措置としては、重複立候補などについて比例代表制度を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月13日

愛媛県砥部町議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣